

フランス法における一般的表見理論 との関係における表見委任制度(二)

——表見委任の法的根拠を中心として——

Le mandat apparent dans ses rapports avec la théorie
générale de l'apparence en Droit Français

——Le fondement de la théorie du mandat apparent——

西山井依子

目次

- 一般的表見理論 la théorie générale de l'apparence の発展
一般的表見理論と表見委任 le mandat apparent の関係
表見理論の法的根拠 le fondement de la théorie de l'apparence
- (A) la faute (過失ある違法な行為・容態) (以上四点)
- (B) la maxime : «Error communis fact jus» (法諭「世間共通の錯誤は権利を創造する」)
- (C) Error communis (世間共通の錯誤) から l'erreur légitime (正当な錯誤)
あらかじめの誤り

(B) la maxime: 『Error communis facit jus』(法諺「世間共通の錯誤は権利を創造する」)

「もし、判例は、人を誤らす外觀 une apparence trompeuse の幻影に捕えられた善意の第三者を保護するためニ、民事責任の準則 les règles de la responsabilité civile に広く訴えてきたのだが、すでに述べたように、技巧 artifice などに une faute の特徴を示すことは必ずしも可能でなかった。そこで、久しい前から、民法典一三八二一条の適用と平行して、真正権利者の態度が非の打たざるのないものであったときやされ、表見 l'apparence に効果を付与する一つの流れが存在した。⁽¹⁾ しかし、そのような判例はまれにしかなく、その上不明瞭なものであった。ところが、ついに、そのような解決が、表見委任 le mandat apparent に関する、一九六一年一二月一日破毀院民事連合部により正式に確認された。⁽³⁾ 即ち、

「受任者の権限の範囲についての第三者の信頼 la croyance が正當 légitime であるならば、委任者に非難され得る une faute が無くなる、委任者は表見委任 un mandat apparent を根拠に拘束され得る。そして、この正当 légitime ルール色合には、第三者が受任者の権限の正確な範囲を確かめないとを許す情状において、推定され
⁽⁴⁾ る。」(傍点引用者)

本判決理由が破毀院民事連合部における裁判官の和合一致によるものであるれば⁽⁵⁾、又本判決理由が簡潔で一般的であることが、本判決に原則的判決 un arrêt de principe の様相を与えていたと言えるだつた⁽⁶⁾。

かよつにして、表見 l'apparence は、法律効果を生ぜしめるために民事責任のパイプ le canal を必要としなくな

った。権利者の行動 *le comportement* は本質的要素ではなく、事実の調査を信用した者のその信頼 *la croyance* や十分である。表見の観念は *faute* の観念の介入なしに保持されるだろう。但し、確かに表見的状況を生ぜしめる *une faute* は必要でないとして、それにもかかわらずそれが存在するときは第三者の犯した錯誤 *l'erreur* を正当化するためには考慮に入れられねばならない。⁽⁸⁾ 一九六六年と一九六七年の破毀院商事部の判決は、表見委任に関する委任者の *la faute* は表見委任の存在を確証するのに必要ではないが、しかし、もしそれが存在するならば、それは表見委任を援用する者の錯誤を証明しかつ正当化し得ることを示したものと解される。かくの如くにして、先述の一九六一年の破毀院民事連合部の判決は補足された。⁽⁹⁾ 結局、表見理論は、委任者の現実の *une faute* が無いのに、是非ともそれを保持するための技巧を無用にする利益を、何よりも提供することになるだろう。人を誤らした外觀を創造しただけで何時もそれ自体 *une faute* であると主張する」とは、もはや必要としないだろう。そのような問題の調整は代理人の越権の責に任すべき法人には何よりも身にしみるもので、裁判官は、代理人を信任するその行為だけで *faute* があると言う羽目に追い込まれることはなくなるだべ。⁽¹⁰⁾

現代の学説は以上のような解決に賛同している。⁽¹¹⁾

「ところで、表見理論はその法的根拠を *la faute* に見出さないとして、それでは何に見出すのか。今日、権利あるいは身分を表見的に有す者がなした行為の有効性を説明するのに、「世間共通の錯誤は権利を創造する Error communitis facit jus」といへ法諺に訴える傾向がある。判例も、外觀 *l'apparence*を作り出した者に負わすべき *une faute* を指摘することが不可能な仮定においては、この古い法諺を援用するのを嫌わない。⁽¹²⁾ この法諺は、特に表見相続人の監督における *une faute* を判別するのが困難なときに、しばしば利用された。同様に教団の清算 *liquidation des*

congrégations にてして役立つた。⁽¹⁵⁾

III「ヒュヌヤ、」この法諺はローマ法 le droit romain あることはフランス旧法 l'ancien droit から伝わった諸法諺の一つである。ローマにおこて、法諺「Error communis facit jus」はいくつかの適用を受けたが、衡平が何時も文句なしに本法諺に役を演じさせた。それ故、余りにもひどいはその厳格性が過大評価されているローマ法も、Celsus が与えた見事な定義「法は善と正との術なり Jus est ars boni et aequi」に信じられている以上に近似しており、本法諺を容認したのである。しかし、この法諺はローマ法の何處にもはつきりとは表示されていない。本法諺の作者はローマ法テクストの注釈者である。注釈者はローマの法律全集 le Digeste の中に本法諺を発見すると主張したが、その文字においてではなくまことにその精神においてであった。⁽¹⁶⁾

そのようにローマ法の威光を笠に着た法諺「Error communis」は、フランス最高法院ペルルマン Parlements の判例により文句なしに採用された。それ故、法典起草者は確固として確立された法諺に直面したのである。しかしながら、ローマの法律家にならへ、おそらくその逆説的な、立法者には幾分屈辱的なその形式を理由に、本法諺を不問に付した。」のようにして法文が何も触れていない」とから一つの問題が生じた。即ち共和暦一二〇年風月三〇日の法律 la loi du 30 vent. an XII の第七条が、「ローマの諸法律、(フランスの)諸王令、一般的あるいは地方的慣習法、政令、条例を……現行法典を構成する諸法律の対象となる事實においては」廃止した。その結果、準則「Error communis facit jus」は法律としての力を持たなくなつたと結論するのが論理的に見えるだやう。しかし実際の所、起草者は l'error communis を何拠にも考察しておらず、その時まで異議を申し立てた者のないその法諺を退ける意思を少しあ示していないのであって、まさにそこには、一八〇四年の立法者が放置した一主題があるのである。それ故

その時点ではそのフランス旧法は廃止されなかつた。それに、共和暦一二一年の法律第七条が重要視され過ぎではないか。それを確信するのに、フランス裁判所により日毎援用される非常に多くの諸法諺を読み直すだけで十分だらう。

民法典の革新的役割が少し過大に考えられたのであり、今日では民法典をそのフランス旧法に接合する何か深い縛が再認されている。民法典は過去を一掃しなかつた。一八〇四年の立法者は法諺「Error communis」を投げ棄てる積りはなかつたと確かに言える。法典公布により、本法諺にその全効力は委ねられたのである。そして、法典公布の三年後、一つの立法的効力を有す説明文である、即ち共和暦八年憲法により法律の効力を有す解釈上の見解である、一八〇七年七月一日の國務院の見解 *l'avoir du Conseil d'Etat du 2 juill. 1807.* が、次のように本法諺の有効性をはつきりと認めだ。「どんな時代にもすべての国の法律によつて、*l'erreur commune* (世間共通の錯謬) と *la bonne foi* (善意) が、諸行為において又裁判においてさへも当事者が予測するにいふ防止するにいふべきでなかつた反則 *les irrégularités* をかき消す *courrir* のに十分であつた」とによつ。(Duvergier, *Lois et décrets*, t. XVI, p. 153.) ふ。確かにそりには理由 *un motif* しかなく、主文 *le dispositif* にしか法的効力 *la force légale* を認めないのであるから、それに法的効力を与えるのを拒む (*Demogue, Traité des obligations en général*, t. I, n° 279; Wahl, note sous Cass., 17 juill. 1907, S. 1907, 1, 403.) のも理由なへはない。しかしながら、一八〇七年のその解釈的見解は、「どんな時代にもすべての国の法律において」正真正銘のその法諺「*Error communis facit jus*」の効力が、民法典の公布により少しも弱められなかつたことを、はつきりと示した。⁽¹⁸⁾

いずれにしても、フランス最高法院ベルルマンの判例を継承するフランス裁判所は、絶えず増大する事件に本法諺の適用をすることを止めなかつた。即ち、一八三五年八月二七日の判決において、ボー裁判所により「法諺『Error

説

communis facit jus」は「フランスにおいて何時も法律 la loi によって遵守された故に」と確認された。又一八七四年一月一六日パリ裁判所は「準則『Error communis facit jus』は、立法者の言葉によれば法律を真に補充するものと絶えずみなわれてきた諸法諺の層 ce dépôt の一つである。」と宣言した。⁽²⁰⁾

四「このようにして、法諺『Error communis』は、表見的肩書を持つ者 le titulaire apparent がなした行為を存続させるのを正当化させる。即ちある人が権利の表見的所持者としか取引していないのに権利の真正な所持者と取引しているものと、世間共通の錯誤を根拠として正当に légitimement, sur la foi d'une erreur commune 信じたとき、その取引が存続させられ、同様に一定の条件が実現されていないのに、ある人がある行為の有効性についての世間共通の信頼を根拠として善意に de bonne foi sur le fondement d'une croyance commune その行為を行ったとき、その行為が存続させられるのを正当化する。破毀院は、表見所有権に関する訴訟において次のように宣言する」とよりこの構想を完全に確認したように見える。即ち

「世間共通の錯誤 l'erreur commune に動かされて行為する善意の de bonne foi 第二者は、その権利を表見所有者からも真正所有者からも受けつがない。法律(の効力)により par l'effet de la loi 授与される。」⁽²¹⁾ (傍点引用者)⁽²²⁾

本判例評釁者 Mazeaud は、右の「法律(の効力)により」を「ある」はより正確にはフランス実定法の一部をなす慣習律(の効力)により par l'effet d'une règle coutumière」⁽²³⁾ (傍点引用者)⁽²⁴⁾ と言いつていて、⁽²⁵⁾

従って、フランス法体系(広い意味での「法律 loi」)には、善意の第三者の誤った信頼が法律効果を生むとする、

諸条文 les textes はその散らばつた適用しかして、なんまいの不文の原則 un principe non écrit が存在するに理解せねばならぬ。真正肩書人は何も譲渡する積りはなかつた、表見肩書人は何も譲渡することができなかつたといろに、外觀 l'apparence を信用した者の信頼 la croyance という唯一の基礎に基いて諸権利が創造される。⁽²⁶⁾ 押収すべき掠奪品のむなし外觀 l'ombre d'une proie à saisir が、巧みな変身により眞の権利に姿を変える。そのような原則は法律關係の安全性の要求にかなう。事實を調査することにより当然のことながらその存在を信じ得たところの法律狀態の結果として取得した権利が、再び問題になるような目にはあわないと確信するならば、人は行動するのをためらわないだらう。⁽²⁷⁾ それ故、かくの如くにして得られる安全性は、活動のてこ un levier d'activité 行動する個人に履行される奨励金 une prime である。⁽²⁸⁾

しかし、活動を押し進める故に「動的 dynamique」とあえて呼ぶところのこの安全性の概念作用のかたわらに、「静的 statique」とあえて呼ぶところの、動的安全性の必然的相対物であるもう一つの安全性の概念作用がある。それは、自明の真理の特性を有すように見える法諺「nemo dat quod non habet (人は自分自身が所有するより以上の権利を譲渡することはできない)」により、容易に表現される。しかし、これはすでに行為しある権利の所持者の状態にある人の安全性である。これは、据えられた財産 la fortune assise、既得権 le droit acquis 『beata possessio (祝福された占有)』の安全性である。⁽²⁹⁾ 従つて、それは資本の固定化を引起す恐れがあり、ある点では社会的にそれほど有用でない。逆に危険 le risque が権利 le droit に結びつけられるとみなす一定の学者 (M. Louis Crémieu, op. cit., p. 39.—J. Calais-Auloy, thèse précitée, n° 11.) が言い表わしたものは、おやしくそのような静的安全性の拒否である。⁽³⁰⁾ しかしながら、いのように言い表わしたにもかかわらず、表見理論の中に、今度はもはや la faute にではなく危険

に基いた責任のメカニズムを見るのはやむを得ないだらう。実際前景に置かれるのは、権利の真正所持者に場合によつてはのしかかる負担よりも、外觀により譲られた人の信頼の保護である。その危険は発動要素とよりもの保護の結果である。こゝれにして、技術的に表見理論はそれがどのようなものであれ責任体系に帰結することはできないよう見える。民事責任の適用は個人の利益の平面に位置し、権利の所持者に強いられる犠牲は自分の *faute* による引起した損害の賠償方法である。それに反して自律の表見理論はその論戰を一般的平面に置く。即ち「根は生活にいつての1つの概念作用であるとの法的安全性についての1つの概念作用の間の」(R. Demogue, op. cit., p. 74)。

(3) J. Chestin et G. Goubeaux, *Traité de Droit Civil*, 1977, p. 664, n° 781.

- (a) V. G. Cornu, *Rev. trim. dr. civ.*, 1963, p. 572. センテイの判例として、表見委任に關する。G. Cornu, ibid. せ110の判例 Cass. req., 21 mars 1910, S. 1913, I. 297; Cass. req., 11 mai 1936, S. 1936, I. 223. を擧げ。J. Calais-Auloy, note sous Cass. ass. plén. civ., 13 décembre 1962, D. 1963, 278. せ110の判例 Cass. req., 21 mars 1910, D. P. 1912, I. 285, concl. av. gén. Feuilloley, note L. Lacour; S. 1913, I. 297, note E. Naquet. を擧げ。P. Esmein, note sous Cass. ass. plén. civ., 13 décembre 1962, J. C. P. 1963, II. 13105. せ110の判例 Cass. civ., 15 décembre 1926, Gaz. Pal. 1927, I. 311; Cass. req., 11 mai 1936, S. 1936, I. 223. を擧げ。表見理論一般に關する。F. Derrida, Encycl. Dalloz, *Répertoire de Droit Civil*, 2^e éd. 1970, v^o Apparence, n° 22. せ110の判例 Cass. civ., 26 janvier 1897, D. P. 1900, I. 33, note L. Darrut; Bordeaux, 13 novembre 1890, D. P. 1892, 2. 364; Cass. req., 21 mars 1910, D. P. 1912, I. 285, précité; Cass. req., 14 décembre 1931, Gaz. Pal. 1932, I. 391; Cass. req., 4 et 11 mai 1936, J. C. P. 1936, II. 777. を擧げ。J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 664, n° 781, note 20. せ110の判例 Cass. civ., 26 janvier 1897, précité; Cass. req., 21 mars 1910, D. P. 1912, I. 285, précité; Cass. req., 14 décembre 1931, précité; Cass. req., 4 et 11 mai 1936, précité. を擧げ。
- 以上の判例のほか P. Esmein が擧げた Cass. civ., 15 décembre 1926. センテイ F. Derrida と J. Chestin et G.

フランス法における一般的表見理論との関係における表見委任制度 (二)

Goubeaux が挙げた Cass. req., 4 mai 1936. の判例は使用者責任に関する 1118 四条五項を適用したるものである。

従つて、P. Lescot, Le mandat apparent, J.C.P., 1964, 1826, n° 13. の如きによれば、除外すべきものと思われる。

アリベル G. Cornu と J. Calais-Auloy と F. Derrida と J. Chestin と G. Goubeaux が挙げた判例 Cass. req., 21 mars 1910. は、同判例の脚注において L. Lacour によると、「不出立する 1118 条に準拠するものと説かれた」(傍点引用) (J. Calais-Auloy, ibid.) である。確かに、次席検事 M. Feuillotey の意見 les conclusions から推断するにぎり、原審では 1118 条が適用されたが、しかるべきは「不法行為」の如きに準拠するものと説かれた。(傍点引用) たゞのことは言えないと解われる。M. H. Mazeaud, La maxime "Error communis facit jus", Rev. trim. de dr. civ., 1924, p. 957. も同じ見解である。次に、G. Cornu と P. Esmein と F. Derrida と J. Chestin と G. Goubeaux が挙げた Cass. req., 11 mai 1936. に關つては、P. Lescot, ibid. が次の如く述べる。「破毀院審理部は、控訴院の判決は『第三者に対する権限の範囲内で行為して居る農業組合の商事事務局長と取引しているものと信ぜられるを得ない』と付言するより氣を付けた。これは、商事事務局長の委任された権限にもとづかれた制限を第三者に知らせるのを怠った委任者の la faute を指摘する一つのやつ方であった」と。しかし、P. Lescot 自身、「付言する」いう言葉を使ってくるようだ。本判例において la faute は闇であるの部分は判決理由中補充的役割を演じてゐるにすぎないと想へる。この点、F. Derrida と J. Chestin と G. Goubeaux が挙げた判例 Cass. req., 14 décembre 1931. に關つては同様のことが言えただろう。

しかし問題は P. Esmein, ibid. の如きである。「代理人を雇う人の人のする軽率な行為」又、それをしないためには代理としての意を断念する以外にはないであつて軽率な行為が、faute になるのか、というかことであろう。

最後に、F. Derrida と J. Chestin と G. Goubeaux が挙げた判例 Cass. civ., 26 janvier 1897. は、表見相続人に關するものであるが、M. H. Mazeaud, op. cit., p. 954. によると、表見相続人に關しては、本判例以前のものとして、Trib. Chalon, 21 mars 1877, D. 1877, 1. 429; Cass., 3 juill. 1877, D. 1877, 1. 430. がある。

(3) J. Chestin と G. Goubeaux, ibid.

(4) Cass. ass., plén. civ., 13 décembre 1962, D. 1963, 277, note J. Calais-Auloy; J.C.P. 1963, II. 13105, note P. Esmein, Rev. trim. dr. civ., 1963, 572, observ. G. Cornu, Re. trim. dr. com., 1963, 333, n° 5, observ. R. Houin.

(12) 「破毀院民事第一部に本件の判定が委ねられたのであるが、民事第一部は、一九六〇年一〇月一一日、意見が二分したるを表明する判決を下した。民事第一部の裁判長は、その二分した判決のためじ、一九六〇年一〇月一〇日の決定により、本

- 件上知が民事連合離りゆごト法律に従ヘト判決やねぬぐヘ民事連合離に移せやねもハ指令したのやね¹⁰」 (J. C. P. 1963, II. 13105, précité.)
- (c) J. Calais-Auloy, note sous Cass. ass. plén. civ., 13 décembre 1962, D. 1963, 277.
- (r) J. Chestin et G. Goubeaux, *ibid.*
- (∞) F. Derrida, *ibid.*
- (σ) Cass. com., 29 mars 1966 et 25 mai 1967, J. C. P. 1967, II. 15310, note R. L., Rev. trim. dr. civ., 1968, 169, obs. G. Cornu.
- (10) R. L., J. C. P. 1967, II. 15310; G. Cornu, Rev. trim. dr. civ., 1968, p. 169.
- (11) G. Cornu, Rev. trim. dr. civ., 1963, p. 573.
- (12) F. Derrida op. cit., n° 23.
- (13) F. Derrida, op. cit., n° 26. もののいた頃豆知識からぬる所へ F. Derrida, *ibid.* と Planiol et Ripert, t. 3, n° 245; Beudant, t. 4, n° 360; t. 5 bis, n° 620; Ripert et Boulanger, t. 3, n° 2312; Josserand, Cours de droit civil positif français, t. 3, n° 1025. もののいた頃豆知識からぬる所へ J. Calais-Auloy, Essai sur la notion d'apparence en droit commercial, 1961, p. 26, note 1. もののいた頃豆知識からぬる所へ Planiol et Ripert, III, n° 245; Ripert et Boulanger, I, n° 2739 et III, n° 2312; F. Derrida, *ibid.* もののいた頃豆知識からぬる所へ J. Calais-Auloy, thèse précitée, p. 26, n° 15. Ibid., note 2. もののいた頃豆知識からぬる所へ 1905 (D. 07. 2. 140). — Lyon, 22 juin 1906 (S. 07. 2. 234). — Paris, 29 mars 1958 (D. 58. J. 679). 海商法の本稿は、この判例を所有権の問題として扱つてゐる。M. H. Mazeaud, op. cit., p. 957. もののいた頃豆知識からぬる所へ Cass. red., 21 mars 1910, précité. もののいた頃豆知識からぬる所へ 本判例は「同一財産のいふな直轄には触れられてはならぬ。なぜ本稿は、注釈を四六・一九二年・一〇一頁云々参照。
- (14) Jean-Ch. Laurent, L'Apparence dans le problème des qualifications juridiques, Caen, 1931, p. 12. もののいた頃豆知識からぬる所へ 上井長久、「ハコハケ判例法における表現所有權について」・法律論集（明治大学法律研究所発行）・四六卷・四四・一九七〇年・一〇一頁云々参照。
- (15) Jean-Ch. Laurent, op. cit., p. 12, 13; M. H. Mazeaud, op. cit., p. 929. V. aussi M. Louis Crémieu, De la validité des actes accomplis par l'héréditaire apparent, Rev. trim. dr. civ., 1910, p. 57, 58.
- (16) M. H. Mazeaud, op. cit., p. 933. V. aussi J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 666.
- (17) M. H. Mazeaud, op. cit., p. 933-935. V. aussi F. Derrida, op. cit., n° 26. Cf. M. Louis Crémieu, op. cit., p. 75;

Jean-Ch. Laurent, op. cit., p. 13.

(19) Pau, 27 août 1835, S. 1839, I. 654. 本件は調査の立会人の資格にてこの調査は認めたものだ。

(20) Paris, 16 janvier 1874, S. 1874, 2. 137. 本件は調査の立会人の資格にてこの調査は認めたものだ。

(21) M. H. Mazeaud, op. cit., p. 935.

(22) F. Derrida, op. cit., n° 26. V. aussi J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 664.

(23) Cass. civ., 3 avril 1963, D. 1964, 306, note J. Calais-Auloy, J. C. P. 1964, II. 13502, note J. Mazeaud, Rev. trim. dr. civ., 1964, 346, n° 2, observ. Jean-Denis Bredin.

(24) J. Mazeaud, note précitée, J. C. P. 1964, II. 13502.

(25) V. F. Derrida, ibid. V. aussi J. Calais-Auloy, note précitée, D. 1964, 307, I.

(26) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 664-665.

(27) R. Demogue, Les notions fondamentales du droit privé, 1911, p. 71.

(28) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 665.

(29) R. Demogue, op. cit., p. 71-72.

(30) Ibid.

(31) J. Calais-Auloy, thèse précitée, p. 24, n° 12.

(32) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 665 et note 28. J. Calais-Auloy は次のようになつてゐる。「我々の意見では、
表見的状況の源にいる人はその取引生活に参加するに伴う危険を冒したが故に義務がある。」人の人は必ずしも仮装
simulerしなかつたし、必ずしも une faute を犯せなかつた。しかしながら義務を負う。それは必ずしも、人が危険、
人を離れて外観を自分の活動による起因や危険を冒す、ヤフドリの危険が実現したからである。人の危険の觀念は19世紀
の初めから MM. Morin (La sécurité des tiers dans les transactions immobilières et la maxime «error communis
.....», Ann. Fac. Aix, 1906, I.) と Crémieu (op. cit., p. 39.) によつていた。」の危険と動的・安全性的の関係を決定的
示したのが Demogue (op. cit., p. 78 et note 2.) である。V. aussi A. Weill, La relativité des conventions en droit
privé français, Paris, 1939, n°s 310 et 348.」(J. Calais-Auloy, thèse précitée, p. 23-24 et note 1.) 表見相続人は認めた
論説はなゝれ。M. Crémieu は次のふうに述べてゐる。「社会生活は危険 des risques であると責任 des responsabilités
を人に負わせる。」これは「社会の危険と責任の二つの觀念のうち、何れが真正所有者の権利の喪失を正当化し得る觀念であ

るか。ある学者は *la faute* の基礎を置く責任の観念に基き得ると思つた。真正所有者は、*une faute* を犯したが故に、作為によつてにせよ不作為によつてにせよ他人が必要とした信頼を裏切つたが故に、責任を負うと彼等は言つた。M. Lévy, Responsabilité et contrat, Rev. crit. 1899, p. 361 et s. は次のように言つた。『社会集団の中では、如何なる人でも他人が行動するのに自分を信用する必要があつた限りその他人に対し責任がある。』それ故所有者の権利の喪失を正当化するようその所有者の責任は、『社会関係の維持繼續に必要な信頼を裏切らない一般的義務にそむくこと』に根拠を置く。*une faute* から生じる責任もあるだろう。(しかし)この所謂社会関係の維持繼續に必要な信頼を裏切らない義務にそむくことかの生じる責任は、我々にはすこぶる抽象的觀念であるように見える。この義務はフランスの諸法律の中に如何なる明確な基礎も持たない。この義務は法的義務というよりは良心的義務、純粹に道徳的義務である。法律は我々に如何なる不法行為も第三者に對してしないよう強いることができても、もつぱら第三者の利益において行為するよう強いることはできないだろう。従つて、真正所有者の権利の喪失は責任の觀念には基礎づけられないだろう。危険の觀念にこそ結びつかざるを得ない。」(M. Louis Crémieu, op. cit., p. 78-79.) 更に M. Crémieu は M. Morin に関して次のように述べる。「M. Morin は自分は M. Lévy と同じよう、真正所有者の責任と、觀念の支持者であると公言している。しかし M. Lévy がこの責任を *faute* の觀念に、即ち民法典一三八二条の規定に基づいていけるのに、M. Morin は、真正所有者と、取得者がその犠牲者であったところの錯誤との間に存する因果關係にこの責任を基かせてはいる。ふりへや、第三者と真正所有者との間に持ち上る争いにおいて選ぶべきは第三者である。何となればその困つた事は第三者の行為からではなく真正所有者の（故意又は過失の）行為から生じたのであるから。『法諺 error communis facit jus』は所有者の客觀的責任 responsabilité objective の觀念により補足されるべきだ。』(M. Morin は語りこむ。) M. Morin の結論は我々に近い。實際客觀的責任の理論は危険の觀念の外延に通ずる。」(M. Louis Crémieu, op. cit., p. 78-79, note 1.) 又、Demogue は次のように述べている。*«une faute» imprudence (無思慮) あることは négligence (懈怠) はそれを犯した者を非難せしむるに十分である。しかし la faute が重大 grave なときは文字通り申し分のないその (*la faute*) の理論も、犯される *la négligence* がより一層軽く légère なるにつれて、段々適當とみなされなくなることを注意しよう。権利の所持者が非常に軽く *une faute* のためじゅしかしたら非常に重大な *lourde* 責任を課せられるとき、あらゆる安全性を奪うことになる。何となればより一層捉えどころのない *faute* が問題になるにつれて、*faute* を回避し又そのために必要な注意力を提供することがそれだけできなくなると、誰でも感じるからだ。軽く *fautes* についての完全な責任の理論、一世紀前から判例が *faute* の觀念を精製しながら悪化させたその理論は、それ故すでに不安全の原因である。これ以上この点を力説せざる *la faute* 自身無限に拡張し得る觀念では*

ないことを確認せねばならない。私が銀行業者に寄託した無記名証券が彼により売渡されたならば、私はその所有権を奪われる。私が不誠実な男にその証券を信頼して預けたのが間違っていたと言えるか。しかしながら、買主もまた相手方売主を正直な人、従つて所有者であると信じたように、私もしばしば外観を信用しただけではないか。買主も余り良心的でない銀行業者から、その証券を買ったのは間違つていなかつたか。もし *faute* があるならば、その *faute* は二者両方相等しいものだ。その上、实际上そのような寄託が必要な沢山の場合があるのでないか。証券の書換え、代金引換等のために実際に証券を預けざるを得ないのでないか。それ故、不可避的に法律および裁判官が動的安全性と静的安全性、取引の利益と持てる人の利益の中から選ばねばならない場合がある。現代の傾向は勿論前者の方を選ぶことである。……本当のところこの見方はもう一つの傾向、即ち活動による危険 *un risque d'activité* を確証する傾向により補足される。ある程度のこの活動による危険は動的安全の觀念と矛盾するが、それはもう一つの觀念、即ち危険を負担する者は最も保証される者であるという觀念により説明され得る。実際的諸要求はこのように一連の概算により満たされる。(R. Demogue, op. cit., p. 77-79.) 「より以上に軽い *faute* を考慮に入れることにより *faute* の觀念を精製するにつれて、今日非常に重要なもう一つの觀念である危険の觀念に近づくことを指摘しよう。この危険の觀念はどのように適用されているか。本文ですでに示したように、ある時は持てる人に不利に(動産、証券の取得者のためを計つての処置、「*error communis facit jus*」といふ処置の適用等)、ある時はある立場の対価による維持に有利に、即ち事故の危険、老朽の危険、恐らく後には労働者を襲う廃疾又は休業の危険を雇主に負わすとき、自動車操縦者、動物の所有者にその物が引起した危険を正当の権利をもつて負わそうとするときである。しかし、その立場に従つて同じ人をこの広大な危険の理論の受益者および犠牲者にするところのこの表面上の矛盾は、一方では金利生活者 *le rentier* に比べれば実業家 *l'homme d'affaires* を、他方では余り苦痛なしに負担を受け得る者に比べれば大きな損害を負担する財力を持たない者即ち労働者を優遇する願望により説明される。(R. Demogue, op. cit., p. 78, note 2.)

(33) J. Chestin et G. Goubeaux, ibid. 「外観の創造者の負担に置かれる危険は、結局行為しよへししている者のためにすでに行為した者を犠牲にする。……それは民事責任の理論において知られているような危険に関する事例はない。何となればここでは損害賠償が問題ではないからだ。従つて我々の意見では、フランス法は無過失責任 *une responsabilité sans faute* に好意的でないと主張することにより危険の觀念を退けることはできない。何故なら責任が問題ではないからだ(Cf. Derrida, loc. cit., n°20. Derrida, ibid. による)」『Créenteu, Ibid.』と Morin, ibid. の二人の理論体系は共通の非難を、権利の表見所持者によりなされた行為の維持を真正所持者の所謂客観的責任に基かせるところについての非難を受ける。ところでフランス法は無過失責任に全体として好意的でない』と、うつむくのである)。損害は中景に行き、問題になるのは創造された

外観である。受動的主体は他人に損害を引起したから責任を負わされるのではない。彼は民事上責任を負うのではない。彼の活動が人を誤らす外観を生ぜしめたから、彼はかかり合わされるのだ。彼はこの外観の及ぶ限りで拘束されるのでありて、この外観から場合によつて生ぜしめられる損害の及ぶ限り責任を負わされるのではない。従つて能動的主体である第三者は、相手方の行為で相手方には現実に反する目に見える要素の存在しか立証する必要がないのである。」(J. Calais-Auloy, these précitée, p. 24-25, n°12 et note 1.)

四 Error communis (世間共通の錯誤) から l'erreur légitime (正当な錯誤) へ

I、実際的な簡易さと容易さとは、しばしば余りに精緻な法の奥義 les arcanes d'un droit parfois trop subtil と互に対立する強力な要請である。どんな仮定においても法的論理を尊重するならば、真相をつかむのが余りにむづかしいときには活動を停滞させことになるだろう。しかし、無秩序は避けねばならないし、法律を軽率に嘲弄しないよければせねばならない。誤った信頼が諸権利の源であるとするならば、進取性 l'initiative を後援するどんづか軽率性 l'imprudence を奨励することになつてしまふ危険がある。それ故に外観により引き起される錯誤は一定の特性に符合せねばならない。古くからの慣例はそれを l'erreur commune (世間共通の錯誤) と評した。ずっと最近の傾向は l'erreur légitime (正当な錯誤) や満足してゐる。判例はこれらいつての概念の間でためらつてゐる。

II、実際上、法諺 「Error communis facit jus」 は非常に明確な意味を有している。即ち 「l'erreur」 はそれが 「commune」 である限りにおいてのみ権利を創造するところである。その基準は初めは客観的で、その錯誤 l'erreur が世人全体により共有 partagée されたかどうかを知るのが問題であった。(2) いのようにその錯誤を共有され、世間共通 commune であることを要求することは、一般的利益の中で法律関係の安全を保護する心遣いを持つ出下さい

とにより理解される。⁽³⁾

しかし、そのような客観的基準は比較的単純ではあるが、あまり十分でない。粗雑な錯誤 une erreur grossière は、多くの人により共有されても、なんら保護に値しない。それ故主觀的因素が加わらなければならぬ。表見理論の教養に沿することを欲する者は、自分自身だまされかつ自分の態度が無理もな、excusable のみならず全く道理にかなった reasonable のでなければならぬ。⁽⁴⁾ じのうにして、法的觀念の洗練と共に、客観的基準の代りに主觀的基準たる不可避性 l'invincibilité の基準が置かれた。⁽⁵⁾ 「動的安全」の定言的命令が諸法規に逆うのを正当化するのは、外觀の罠を避けるのが人間として不可能なときだけである。従つて l'erreur commune は誰もが普通避けることのできない「不可避的 invincible」⁽⁶⁾ 錯誤である。⁽⁷⁾ そこで、表見的權利を信じた人の数から成る客観的側面は、事実状態により示唆された誤った表象の不可避性のしるしにすぎない。錯誤が commune (世間共通) であるのはその錯誤が invincible (不可避的) であるからだ。⁽⁸⁾ 沢山の判例がこの見地を採つた。l'erreur commune の評価において、その不可避性があるときははつきりと呼び起されるとときは不問に付されるといつゝに微妙な差があるが、その推論は何時も同じであることはほとんど疑いなく。⁽⁹⁾

III' 以上のように、法諺「Error communis facit ius」は諸權利の源としての表見 l'apparence について相当厳格な構想を強いる。往々この厳格さは取引關係の安全性には過度であり、都合の悪いものと感じられた。それ故それほど厳しい要求をしないもう一つの觀念である l'erreur légitime (正当な錯誤) に訴えられた。⁽¹⁰⁾

しかしそれにもかかわらず、表見理論の法的基礎 le fondement de la théorie de l'apparence が変えられたようには見えない。⁽¹¹⁾ そして、じのうな緩和は、表見 l'apparence に与えられる諸効果の最上の正当化の放棄を表示しな

い。相変わらず「動的安全」と「静的安全」の間の衝突にかかる。しかし後者よりも前者が勝利することがずっと多い。個々人の権利を保証するために彼等の正当な信頼 *leur croyance légitime* で十分であるという安心感を彼等に与えることにより、個々人が更に一層行動するよう仕向け、又不可能ではないが複雑な一定の警戒をするのをやめることにより、個々人が迅速に行動するのを可能ならしめる。判例はこれらの実際的利益を感じ取り、表見に効果を生ぜしめるのに再三 *l'erreur légitime* で満足した。⁽¹³⁾

かくして、一方で錯誤 *l'erreur*、他方でのこの錯誤の正当性 *l'égitimité* が、表見 *l'apparence* により創造される権利の基礎を構成する。先ず、表見を利用するためには、錯誤を犯したのでなければならない。表見的状況が真の状況であると信じたのでなければならない。この錯誤が正当性の如何なる問題とも関係なしにそれ自体で取上げられるならば、*de bonne foi* (善意で) という流布している観念に帰結する。⁽¹⁴⁾ 実際、錯誤が世間共通 *commune*、あるいは不可避的 *invincible* であるならば、その錯誤は結局みなにより共有される。それ故、考察される第三者が実際に思い違いをしたことを要求しても何の意味もないだろう。何故ならば、彼が思い違いをしないことはあり得なかつたからである。

それに反して、表見理論における錯誤が不可避的なものでないとすると、第三者が表見に由来する権利を持つためには実際に思い違いをしたことを要求せねばならない。何故ならば、彼が思い違いをしないことも十分にあり得るだろうから。これが第三者が表見の利益を受けるために善意で *de bonne foi* なければならないと言うことにより言い表わされることである。⁽¹⁵⁾ しかし、以上のように権利が表見から生じるにおいて錯誤が演じる決定的役割は満場一致で認められているのではない。ある考えによれば表見は更にもっと進み、錯誤を犯さなかつた人の利益のためにさえ権利を創造することになるだろう。この考えは詐害行為取消権の詐害 *la fraude paulienne* について債権者を害する意思

l'intention de mire aux créanciers を要求する考えに結ぶべく (Cf. Zosserand, *Les mobiles dans les actes juridiques de droit privé*, n° 191.) 表見については、この考えは目に見える要素が方式 *la forme* や公示 *la publicité* から生じるときに特に支持された。行動するにおいて眞の肩書を有する者を害することを目的とした人のみが表見の利益を奪われるであろう。もしその時にも表見の準則を適用するならば法諺「*詐欺は一切を無効にする fraud omnia corruptit.*」にぶつかるだろうから。ところで、次のような一例がこれら二つの考え方の間の実際的相違を把握するのを可能ならしめるだろう。ある人が表見受任者と契約を結ぶと仮定しよう。前者の錯誤の考え方では、問題の人が受任者と契約を結ぶものと信じた限りにおいてのみその虚偽の委任者は義務を負うだろう。それに反して錯誤の役割を否認する考え方では、委任の外観の下に隠れた現実を知っていたであろう人に対してもその虚偽の委任者は義務を負わされるだろう。この第二の考え方において虚偽の委任者が義務をまぬがれる相手は、表見受任者と契約しながらその表見委任者を害する意思を持っていた者だけだろう。しかし、このような表見に関する客観的構想はフランス法を支配する人格主義の思想 *les idées personnalistes* と両立するのは困難である。取引生活に都合がよいように外観が現実に勝つことは同意されるが、しかしそのためには行為した者自身の錯誤がその外観から生ぜしめられたことが是非とも要求される。単なる客観化だけでは十分でない。更にそれがそれを援用する者の心に反映したのでなければならない。ゲルマンやアングロ・サクソン型の法では古代法で方式 *la forme* が有した効果と類似の効果を外観 *l'apparence* が持つのを許容し得るとしても、そのような解決はフランス法の精神とは相容れないようと思われる。従つて判例もほとんどの仮定で表見を利用する人の善意 *la bonne foi* を要求している。しかし、他国の客観的考え方もフランスの商法には影響を及ぼさずにおかなかつた。何となれば、手形の所持者に必要な善意は、錯誤 *l'erreur* というフランスの考

えと詐欺 la fraude ハーラン・アングロ・サクソンの考案の中間のものだからである。⁽¹⁶⁾

次に、錯誤は、それが外観からその正当性 légitimité を引出す故にしか権利を創造しない。「表見理論は怠慢な人や軽率な人向きの頼みの綱ではないのであって、正当な信頼 une croyance légitime の犠牲者に保留された保護手段である」⁽¹⁷⁾ 実際に現実が現実とは違った目に見える要素の下に包み隠されていた場合に、第三者は思い違いをすることを許され、外観を現実と思い違いをすることを許される。それ故、錯誤の觀念だけでは表見から生じる権利を説明するのに十分でなく、更にこの錯誤の正当性 la légitimité を示す必要がある。この正当性から、表見理論における錯誤の觀念の自立的性格が生じる。錯誤に訴える他の諸仮定においては錯誤は権利を創造しない。何となればその錯誤は必ずしも légitime (正当) でないからである。⁽¹⁸⁾ 表見については錯誤はもとと先に行く。というのはその錯誤は人が信じたものを実際にそうであるとみなすのを許すからである。この解決は外観が錯誤を正当なものにするが故に可能である。⁽¹⁹⁾ ところで、錯誤は、換言すれば心理学的要素 élément psychologique である。錯誤の正当性は、換言すれば表見の物的要素 élément matériel である。⁽²⁰⁾ 従つて、錯誤の特性は、錯誤が根拠を置くところの客観的外観の物的構成要素に従つて評価される。不可避性 l'invincibilité を要求するならば、外観は非常に厳格に限定される。即ち外観は最も注意深い人をも誤らす性質のものでなければならぬ。正当性 la légitimité で満足するならば、外観の限定においてもとと寛大で、普通に注意の行き届いた人を誤らすにすぎない外的表示も含まれる。錯誤の不可避性と同様その正当性は、隠れた現実と違った目に見える要素を前提としている。不可避性と正当性の両者の相違は現実と目に見える要素が一致しないことを多かれ少なかれ決定するその性格に存する。⁽²¹⁾ しかしながら、錯誤の正当性は、それを援用する者の性格 la personnalité に何ら依存しない専ら客観的要素の存在に根拠を置くものと思つてはなら

ないだろう。錯誤の正当性を評価することは、契約当事者たる第三者の振舞を判断し、*「」*の第三者が思い違いをするについて過ち *faute* を犯さなかつたかどうかを自問することに帰着する。⁽²²⁾ 確かに、第三者の振舞の評価は典型的平均人を参照して抽象的になされるべきである。⁽²³⁾ しかし、責任 *responsabilité* についてと同様表見 *apparence* についても、抽象的評価はその平均よりすぐれた諸素質も考慮に入れることによりニュアンスがつけられるべきである。⁽²⁴⁾ 換言すれば、参照する群団は必ずしも善良な家父*le bon père de famille* のそれではなく、第三者が自分の職務の執行において *dans l'exercice de sa profession* 行為したときは、その職業の範ちゅうに限定されるべきである。⁽²⁵⁾ といふや、この物的要素たる錯誤の正当性の存在は、その結果としてその錯誤を推定させる。即ち原告の第三者が隠れた現実と異つた目に見える要素の存在を明らかにした以上は、*「」*の第三者は欺かれたと推定される。それ故、表見についての責任を引受ける者が、自分の相手が錯誤に陥らなかつたことを反証することになる。民法典⁽²⁶⁾111六八条により占有 la possession について認められた善意の推定は表見の全仮定に拡大されるべきである。⁽²⁷⁾

四、といひやしかし、判例は、場合に応じて *l'erreur commune* を要求したり *l'erreur légitime* を保持したりしている。*l'erreur légitime* の觀念が成功を収めたにして *l'erreur commune ou invincible* の觀念に全く準拠しなくなつたわけではなく、現代の諸判決は両方の系統に結びついてゐるようである。⁽²⁸⁾ 従つて、両觀念の共存がそれら各の境界を決定する問題を提出した。現在その問題に答えるのは非常に困難である。

l'erreur légitime を呼び起す非常に多くの判決が表見委任 *mandat apparent* について下されたことは、議論の余地がない。その時、当事者の一方が自分の相手は第三者の名においてかつ第三者のために行行為しているものと信じたような状況において、契約は結ばれている。表見理論の緩和のためにその権威が確かに決定的であったところの前述

の一九六一年一一月一三日の破毀院民事連合部の判決が特に言渡されたのも、表見委任に關してであつた。⁽²⁹⁾ 確かに、不動産を売る表見委任に關する後日の判決において、破毀院は *l'erreur commune* を要求した。その時、それが判例の急激な変動に關するものか、あるいは不動産の売却にかかわっていたといふ事實が真正所有者にとってこの極めて苛酷な処置を正当化しなかつたかどうか自問し得た。⁽³⁰⁾ しかし、眞の説明は、恐らく、具体的に考察される *l'erreur légitime* が事実承審官 *les juges du fond* により終審的に判断されるときに、表見理論の適用条件を自ら監督しようという破毀院の意図にあつた。⁽³¹⁾ 新たな判決において破毀院第一民事部が、錯謬 *l'erreur* の性格付けを自ら監督しながら、表見委任について *terreur légitime* の觀念に復帰したとき、この解釈は確認された。⁽³²⁾ 従つて、表見委任の領域においてはもはや *l'erreur commune* は要求されないが、しかし、*l'erreur légitime* は、類似の事實上の状況に置かれた分別のある、慎重な人が取るであろう態度に従つて、抽象的に評価されねばならないと考えることができる。⁽³³⁾

他方 *l'erreur commune* は表見所有權 *la propriété apparente* に關して最もしばしば取上げられた。この時、あらる人は、全ての人に所有者と考えられている人と取引することにより、自分はある不動産を買う、あるいはその財產に対する權利を取得すると信じている。⁽³⁴⁾ 一方から言うとこの判例の態度は大いに理解し得る。不動産の取引は急いでなされることではなく、伝統的にまじめに慎重になされる。その上、表見所有權は、全ての人の目に見える事實狀態、通常占有によって表わされている。最後に、不動産所有權を証拠立てることが非常に困難である。」このことが真の法的状況を發見するのを現實に不可能にするだろう。こんな具合だから、*erreur commune invincible* があるだらうし、ただその時は外観の証拠力が普通になされる用心を無効にする。これに反して、表見委任の場合には、普通、徹底的探究とはおうかた相容れない一定の迅速性を要求する取引關係に關している。委任の関係は委任契約の当事者

にしか関係がないので、それは第三者に知られていないだらう。しかし、何らかの方法を取れば正確な情報が得られないことはめったにない。即ちこの点について問われたら、委任者は委任の存在を確認できるはずである。従つて、*l'erreur commune et invincible* を要求するならば、委任の領域においては表見理論の適用をほとんど完全に排除することになるだらう。それ故、日常の取引関係の安全を確保するために *l'erreur légitime* で満足せねばならない。

以上の確証からして、原則的解決は *l'erreur commune* を要求し、*erreur légitime* の観念は表見委任の場合にのみ例外的に認められるとみなすべきか。あるいは、これに反し最も柔軟な *l'erreur légitime* の体系が原則であり、専ら表見所有権についてだけ *l'erreur commune* の抵抗の小島が残存するとみなすべきか。⁽³⁸⁾ 恐らく、その解決は、これら二つの観念のそれほどはつきりとした分割の中にはない。判例にとって多分原則も例外もなく、個々の事例それぞれの要求に応じた解答があるだけである。この点で、一つの種類の考察が重要な役割を演すべきように思われる。

第一に、法律関係の迅速性の至上命令 *les impératifs de rapidité des relations juridiques* が重要視されることである。取引活動のリズムが速くなればなるほど、不意打ちを避けるのが困難になる。用心は遅滞の源であり、それは競争状況が手早く捕えることを余儀なくさせる諸機会を取逃がさずだらう。従つて、直接に覚知できる事実状態を信頼することを正当化する表見理論が、家族の資産の保護のために編成された民法の一定の分野よりも、商取引関係に従つて容易に *l'erreur légitime* の柔軟な概念を迎えるのもやうどもだと思つ。商法と民法の区別が、*l'erreur légitime* の領域と *l'erreur commune* の領域の十分明瞭な分割基準を与えるだらう。しかし判例はこのよな厳格な区別を受入れることに同意しない。⁽⁴¹⁾ 「静的安全」と「動的安全」との間の調停は規律により全体としてはなされない。しかしながら、商取引について迅速性の要求が一般により一層大きいことは本当であり、従つて表見理論が柔軟

説になつたのも商取引の領域へその適用がなされてから後である。⁽⁴²⁾ 第一に、人を誤らす事実状態が構成されたであろうその仕方 la façon が、恐らくそれほど重要ではないが無視できない役割を演ずる。真正権利者がこの事実状態の作出に全く無関係のときは、彼自身が（自分の faute によってでないにしてゆく）自分の行為 fait によってその誤った信頼を生ぜしめるのに寄与した場合よりも、彼にその表見 l'apparence の結果を背負い込むことはずっと困難である。民事責任 la responsabilité civile の軌道にはそれにもかかわらず戻ることなしに、外觀を自ら作出あるいは許容する者は、「動的安全」の要求に直面して「静的安全」の至上命令による抵抗を弱める危険を自ら犯すことになる（⁽⁴³⁾）。

しかし、究局において、すべては裁判官がなす判断にかかる。とにかく、裁判官は表見理論が合理的な枠内に取り込められ、軽卒あるいは怠慢の奨励となるより警戒するだ（⁽⁴⁴⁾）。

- (1) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 665-666, n° 781. V. aussi F. Derrida, op. cit., n° 26, 49 et s.

- (2) J. Cafais-Auloy, thèse précitée, p. 27, n° 15.

(3) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 666, n° 783. 「一人だけが利害衝突する私的利息の主題においては一人の人の善意に注目することが許される」とは容易にわかる。……（しかし）ここでは社会的利息を保護することが問題となっている。公的利息にかかわっており、公的利息はひたすら一人の人のみに注目することは許されないだろう。公的利息は、一個人ではなく非常に大勢が錯誤に陥つたあるいは陥る可能性のあった場合しか、おびやかされない。なんとなればその時誰もが当然の「いふながら信用したである」表現的状況が創造されたのであるから。従つて有名な Montrouge の婚姻事件における Barbier 検事総長の言葉によれば、「『種の集團的善意 une sorte de bonne foi collective』 (Demogue, Traité des obligations en général, t. I, n° 218.)」『大きな善意 grande bonne foi』に遭遇するに違ひない (Cf. infrà, p. 943.)。これが、法諺が『commune』という言葉において暗に示すものである。錯誤は『commune』でなければないが、それは次のように明確化すべきである。『Terror communis』の法的性質を探究するにおいて『commune』という言葉そのものだけにし

ておくなれば、誤られた多くの人から引出される専ら客観的な基準を固守すべきようと思われる。即ち錯謬はすべての人によつてでなくとも大部分の人によつて共有されるべき *commune* である。実際、錯謬は、あまねく universellement 共有されることは望めないだろう。何故なら実にしばしば外觀を作り出した者自身が悪意であり、彼は完全に眞実を知つてゐるからだ。……判例はそれにもかかわらず(その場合)法診を適用してゐる。社会の安全がおびやかされるからである(Civ., 26 janv. 1897, D. 1900, I. 33; Req., 21 mars 1910, S. 1913, I. 237; Req., 14 janv. 1920, S. 1920, I. 272; Crim., 3 mars 1923, Gaz. Pal., 1923, I. 618.)。それ故 *l'erreur commune* や *une erreur universelle* (アーテルに適用される錯謬) にするには決して考えられない。即ち客観的基準を採用するならば、『Terror communis』は大勢 *la masse* による犯される錯謬である。注釈者がそれについて与えた定義はそのよろんなものであった。注釈者は数の問題にのみ集中し、それ故にこの特別の錯謬に『error「communis」』の命名したのである。(M. H. Mazeaud, op. cit., p. 935-937.)

(4) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 666-667, n° 783. 「専ら客観的な基準が不十分である」とはかなり早くから明瞭になつた。錯謬を犯した人の数を数えるより、この錯謬の事情 *la cause* を探究するほうがむしろ法律的であるとともに、衡平であることが了解された。公の秩序はだまされた人に保護が与えられることを強く要求するとしても、その錯謬が分別のある人 *un homme raisonnable* により犯され得るものであることが必要だ。たとえそれが一般に流布されてゐるものでも間抜けな錯謬に効力を発生さずのは公序を保護することにはならない。それどころかそれは、法規を理由なく犯し又わずかな人とは言え誤らなかつた人の利益を侵害するにむかへて、公序をひどく危険にさらすだらう。Pothier が書いてゐる所によれば、世人が『信じる正当な理由 *un juste sujet de croire*』(Pothier, *Traité de la puissance du mari*, 2^e partie, n° 28) がある場合しか公序、社会の安全はおもやかわれない。それ故探究すべきは錯謬の理由であつて (Loniewski, *Rôle actuel de la maxime «Error communis facit jus»*, thèse Aix, 1905.) 専心すべきは専ら主観的な探究であつて(M. H. Mazeaud, op. cit., p. 937.)

(5) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 667, n° 783.

(6) J. Calais-Auloy, thèse précitée, p. 27, n° 15. 「主観的探究において数個の基準が提出された。ある者曰く「*le père de famille* 行錯謬が無理である」*excusable* だけだ、その錯謬を犯した者がいわば善良な家父の注意をもつて *en bon père de famille* 行動しただけで十分である。平例はもつて厳格な態度を示した。錯謬に陥つた者は『その錯謬を予測するための防出する』ともできなかつた』(Labbé, note sous Civ., 7 août 1883, S. 84, 1, 5.)『如何なる人間の慎重も aucune prudence humaine もそれに備えることがでなかつた』(Cassis, 3 juill. 1877, D. 77, I. 430.) のでなければならぬ』と判決は確認してゐる。

錯謬は『それからわが身を守るのが不可能』(Montpellier, 29 avr. 1873, D. 74, 1. 412.) であったような、『最も慎重な最も注意深い人々』——「われは秀でた excellent『家父 pater familias』である——『その錯謬を有利に解釋する』」と要求して、この者と同じくの錯謬を犯し、彼としてはそれを避け得る筈が moralment なかつたような』(Seine, 10 juin 1905, Gaz. pal., 1905. 2. 119.) ものでなければならぬ。『管が morallement』へん言葉の使用は十分はつきり意味を表わす。されば土は「ある」主觀的基準を確認する」とができるだらうか。かくして判例にとつては、錯謬は無理もない excusable のみならず強制的 obligatoire 必然的 nécessaire やなければならない。即ちそれは『不可避的 invincible』(Ref., 4 févr. 1850, S. 50. 1. 180; Cass., 3 juill. 1877, D. 77. 1. 430.) やなければならない。」の言葉は諸判決の眞意 l'esprit を十分正確に要約しつゝある。(M.H. Mazeaud, op. cit., p. 937-938.)

(~) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 667, n° 783. 「」の厳格さは十分に正当化されると我々は理解する。法律の強制力の原則 le principe de la force de la loi に例外をもたらすことが問題である。その錯謬をまねがれるのが全く不可能であつた場合、作り出された外觀が不可避的 invincible であつた場合しか、公の秩序は關係がないし、社会の安全はおびやかされねど。」(M.H. Mazeaud, op. cit., p. 938.)

(∞) J. Chestin et G. Goubeaux, ibid. 「」の主觀的基準の採用は注釈者により引出された専ら客觀的な基準がもはやこの問題とは無関係であることを意味するのか。そのように思うのは間違いだらう。實際上非常に沢山の大勢な人の意見に過度の価値を与えるべきではないとしても、それにもかかわらずその錯謬がほとんどあまり犯されているときはその錯謬は避けられなかつたと推定されるだらう。それ故错謬が一般に共有されて communément partagée いたという事実は不可避性 invincibilité の推定を生ぜしめる。『Terror communis』を楯にとるにむを欲する者はこの錯謬がほとんど一般的であったことを示すだけで十分である。その法諭の適用を避けるためにその錯謬は一般に共有されたが不可避的ではなかつたことを立証するのは相手方のすることである。しかし更に進んで客觀的基準にもっと多くの重要性を与えてはならない。即ち錯謬は、それが最大多数の人によつ犯されなくとも『Terror communis』の構成要素となる。錯謬は不可避的 invincible であれば足りるのである。(M.H. Mazeaud, ibid.)

(σ) J. Chestin et G. Goubeaux, ibid. 「それでは何時錯謬は不可避的 invincible であるのだろうか。破毀院が事實承審官 les juges du fait らの底にこゝの最高の権限を有するものと幾度も宣言したのはもつともである。破毀院は所謂もつとも見えてゐる証書の理論 la théorie du titre coloré を何時も退けてきた。法典の初期の注釈者達は、錯謬はそれがもつとも見えてゐる証書、換言すれば官庁の発した証書に基く場合しか不可避的でないと、宣言した。外觀は官庁自身により

- 創造されたのでなければならぬのである。……『主務官庁の証書は l'erreur commune の言訳になり又それを正当化するところのもっともらしく見える証書である』と Merlin, Rép., v. Témoins testamentaires, § 2, n° 3. は書いた。……これは過度の厳格さを誇示するものだ。全くしばしば不可避性は官庁の如何なる証書とも無関係な状況から生じる。又破毀院は如何なる条件も提出しなかつた。錯誤が不可避的であるかどうかを知る問題は純粹に事実の問題である。それ故事実承審官が自身の良心の助けによってその問題を解決する。従つて、彼等は「自らを思い違いをした人の立場に置いてみて自分自身その錯誤を免れなかつただらうと推測するとき、その錯誤は不可避的であると宣言する、彼等はそのとき社会の秩序がおびやかされ、社会の安全が危くなると宣言する、と書くのが恐らく素直である。優秀な『家父 pater familias』『最も慎重な le plus avisé et le plus averti』人は裁判官自身である、と判断された。『もつともらしく見える証書』があるときは錯誤はほんと例外なし』 commune であると宣言されるだらう。……現在の慣行 les usages courants も考慮に入れねばならない。……周知性 la publicité も優れた役割を演じるだらう。……」(M. H. Mazeaud, op. cit., p. 938-940.)
- (10) J. Chestin et G. Goubeaux, ibid. 「それ故判例にいへば『Error communis』は不可避的外觀 une apparence invincible から生じた錯誤である。やつて錯誤が commune であったかどつかを知るために事実承審官がその事情 cause を探究してこの探究において事実承審官が最高の権限を持つ。法に反する事実状態が保持されるのは、社会の安全がそれを要求する場合だけである。むろで法律の厳格な適用が社会の安全をおびやかすのは、法規の違反が不可避的、必然的である場合においてだけである。」(M. H. Mazeaud, op. cit., p. 940-941.) V. aussi F. Derrida, op. cit., n° 58 et J. Calais-Auloy, thèse précitée, p. 27, n° 15.
- (11) J. Chestin et G. Goubeaux, p. 667-668, n° 784.
- (12) F. Derrida, op. cit., n° 26. 「程度 degré の違ひで質 nature の違ひではない。」(J. Calais-Auloy, note sous Cass. civ., 3 avril 1963, D. 1964, 308, II) 「実際、不可避的錯誤 l'erreur invincible を要求しないで正則な錯誤 une erreur légitime で満足する」とにより、共通の錯誤 l'erreur communis の存在要件を軽くすむことを考へる「これがやあねだらう。」その時表現 l'apparence についての眞の構想につながるだらう。……しかし同時に法諺 (『Error communis facit jus』) の伝統的意味を修正するものになる (と言ふべき) だらう。この知的な考え方は、(その法諺が) 法規に関するないは文字通りに正当化され得、表見理論は類推法による容認られるものになるだらう。しかし、その法諺を強制的準則とみなさないで、現にあるところのもの、換言すれば單なる条理的論拠 un simple argument de raison、散らばつた諸解決を総合するものとみなすならば、そのような修正は全く無用である。取引生活上の近代的諸要求が強くる解決をせひともラテン語で説明しようと

- やねのせむだやねる。」(J.Calais-Auloy, thèse précitée, p. 28-29, n°16) V. aussi J. Calais-Auloy, note sous Ass. plén. civ. 13 décembre 1962, D. 1963, 278, II A, et note précitée, D. 1964, 308, II.
- (13) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 668, n° 784. V. aussi F. Derrida, op. cit., n° 49 et s.
- (14) J. Calais-Auloy, thèse précitée, p. 31, n° 19 et 20.
- (15) Ibid, p. 28, n° 16. 「表見理論」において、権利を創造する錯誤が必ずしも不可避的 invincible である以上、第三者は表見の利益を受けるためには実際にその外觀により誤らざれたらしくが肝要であり、この第三者が善意で *de bonne foi* であることが肝要である。そこで、この仮定を権利の発生が善意 *la bonne foi* の存在に従属した他の諸仮定に近づけ、そして善意が一般に創造的効力を有すと結論してみたい気になるだらう。その時は表見理論は善意に認められた創造的効力の特別の適用例やつかないことをにならう。更にこのように理解するない、何故善意の觀念が権利を創造し得るのかを説明するため、善意の觀念を明確にせねばならない。この問題に身を傾けた大部分の学者(Breton, Les effets civils de la bonne foi, RCLJ, 1926, 86.—Lyon-Caen, De l'évolution de la notion de bonne foi, RTD Civ., 1946, 75.—Vouin, La bonne foi, Thèse Bordeaux, 1939. やおもいへか)の觀念の統一のため自身を傾けた学者ヒントー Gorphe, Le principe de la bonne foi, Thèse Paris, 1928.—Volansky, Essai d'une définition expressive du droit basé sur l'idée de bonne foi, Thèse Paris, 1929.)がこの觀念の多形現象を特徴づけた。表見に由来する権利の根拠として用ひられる善意は十分明確な意味を帶びてゐる。即ちそれは誤った信頼 une croyance erronée を示す。権利はある人が思ふ違ひをしたが故にその人の利益のために創造される。……Lévy (Articles de la RCLJ., 1899, 161, RTD Civ., 1924, 59.) は根は類似の理論を誤った形で示した。この学者によれば諸権利は信頼 des croyances である。各個人は自分の活動の正常性 la régularité に正当な信頼 une confiance légitime を有しているだらう。たとえ自分の正当な信頼が誤ったものであることが分かったとしても、自分が当てにこころいた権利行使することができる。なんでも権利を創造するのは誤った信頼 la croyance erronée である。(ヒントー)このような構想は表見理論において個人の錯覚が演じる重要な役割を示す長所がある。しかしこの善意を表見から生じる権利の十分な説明とみなすのは行は過ぎである。当面の理論においても、それを要求する他の仮定におけると同様、善意は権利の基礎でない。M. Vouin, op. cit., n° 239. が示してゐるよろしく、「善意は原則としてある状態や行為の法律上の不存在又は無効を償うのに十分でない。」善意は必要ではあるだろうが、決して十分ではない。表見理論によつて権利が思ひ違いをした人の利益において創造される。しかしそのことはどんな錯覚からでも権利が生ずるということを意味しない。更にこの錯誤は隠れた現実と違つた目に見える要素からその存在の正当性を引き出さねばならぬ。それ故善意こそが表見に基

- (16) Ibid., p. 31-32, n° 21.
- (17) P. Voirin, note sous Bordeaux, 10 déc. 1928, D. P., 1929, 2, 82, I. B. a.
- (18) J. Calais-Auloy, thèse préciée, p. 33, p. 23. 「かへつて、その同意が錯誤によりそこなわれた人はその約束を無効にする」(「かへつて更に」不動産の占有についての善意は、果実の取得、所有権取得の期間の短縮を許すにすぎない、(動産の占有に反して不動産の占有は犯された錯誤を正当化 légitimer するのに十分な所有権の外観を創造しない)」(Ibid., p. 29-30, n° 17-18.)
- (19) Ibid.
- (20) Ibid., p. 36, n° 27.
- (21) Ibid., p. 35, n° 25.
- (22) J. Calais-Auloy, note sous Cass. civ., 29 avril 1969, D. 1970, 24, IB. 「Jの点にてして F. Derrida は次のよへい述べる。『(l'erreur légitime は) 第三者は de bonne foi (善意で) なければならぬ。その上、この錯誤が保持され得るためには第三者は如何なる faute (過失) も犯さなければならぬ。』……善意の第三者 换言すれば表現の状況にてて現実だと思ひた第三者のみが保護され (V. Req. 23 mai 1870, D. P. 72, 5, 310; 4 août 1893, D. P. 97, 1, 605; Poitiers, 22 févr. 1897, sous Civ. 14 déc. 1898, D. P. 99, 1, 137; Req. 5 mai 1925, D. H. 1925, 367; 20 mai 1935, D. P. 1935, 1, 97; 12 févr. 1941, S. 1941, 1, 68; Civ. 9 avr. 1964, Bull. civ. 1, n° 170; 4 janv. 1965, D. 1965, 218; 8 juin 1966, Bull. civ. 1, n° 354, Rev. trim. dr. civ. 1967, n° 4, obs. Chevalier)。……(つか)第三者が自分の善意を利用して得るためには、表現的状況にてて現実だと思ひただけでは十分でない。更に、何よりも自分の錯誤が許せる excusable' 換言すれば過失を犯さなければ必要だ」……誰も解決ば 表見理論を適用するが、第三者が過失に陥ったか、たゞそれを指摘するのもアリ氣をいたして (Ass. plén. civ. 13 déc. 1962, D. 1963, 277, note Calais-Auloy; Paris, 19 nov. 1964, J. C. P. 1965, IV. 8; Trib. grande inst. Nice, 30 juin 1966, Rép. Defrénois 1967, 441, note Rouiller.)°

- 破殿院は、受任者の通常の権限内に入る行為を前にして第三者的 la faute (過失) を指摘せしに表現理論をばける判決を、正しかること宣告するのをためらわぬ。(Soc. 12 nov. 1954, Gaz. Pal. 1955, I. 113.)⁽²⁾ (F. Derrida, op. cit., n° 64, 65, 73.) 「(la croyance légitime における) 破殿院は、第三者が la bonne foi (善意) の必要ないじと 第三者の faute (過失) の不存在とは別の要素を要求してゐるのか。必要な吟味に取りかからないで第三者が犯した過失ば、彼の錯誤の出現は la légitimité de son erreur と相容れないことは確かやね。(V. Civ. 6 déc. 1967, D. 1968 Somm. 33, Bull. civ. 1, n° 359; Civ. 29 avr. 1969, D. 1970, 23, note Calais-Auloy, précitée; 5 janv. 1970, D. 1970, 130; addé les réf. citées supra. n° 50.)」それ故如何なる保護も彼に与えるまいを拒む。しかし、この見透しに似て (la croyance légitime) に準拠する表現委任に関する我々が達するには、l'erreur commune に関する条件の提出 la suppression であら。他の人が現実の状況についてこゝに考慮に入れねど、他の第三者の行動を評価するに限られる。それ故、la croyance légitime は une bonne foi caractérisée (特有の善意) におけるは歸する。しかしながら、一九六九年四月一九日の破殿院判決が委任に関する表現理論の發展を『急に制止せらるる coups de frein』 ふみなされたりとな、留意するがよ。(V. Lindon, note, J.C.P. 1969, II. 15972; addé : rapport C. cass. présenté au grande des Sceaux en exécution des art. 12 et 13. Décr. 22 déc. 1967, p. 21; et dans le même sens restrictif : Civ. 5 janv. 1970, D. 1970, Somm. 45.)⁽³⁾ (Ibid., n° 55.)
- (23) N. Dejean de la Batie, Appréciation in abstracto et appréciation in concreto, n° 239 et 240, cité par J. Calais-Auloy, ibid.
- (24) N. Dejean de la Batie, op. cit., n° 54 et 107, cité par J. Calais-Auloy, ibid.
- (25) J. Calais-Auloy, ibid.
- (26) J. Calais-Auloy, thèse précitée, p. 36, n° 27. V. aussi J. Calais-Auloy, note précitée, D. 1963, 279, II B. 「表現理論に關する大部分の事実に於いて、裁判官は第三者が実際に錯誤を犯したかどうかを探求する風險をひそむ。善意を假定しないが、裁判官はその結果がやへん確実な探究、即ち犯された錯誤が正直 légitime やねいたかどうかを自問するに心を專心してね。」(J. Calais-Auloy, note précitée, D. 1970, 24, I B.)
- (27) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 669, n° 785. V. aussi F. Derrida, op. cit., n° 52.
- (28) J. Chestin et G. Goubeaux, ibid. 「現在の判例は、ある時は erreur commune の觀念による時は croyance légitime の觀念に準拠してゐる所もあるが、学説は、それらの觀念の各々の領域を明確に分けて努めた。先づ、最初のやうのを既に法に第11のやうのを商法に適用するに心が提案された (V. notamment Calais-Auloy, thèse préc., p. 27 et s., et notes, D.

1963. 277 préc. et D. 1964. 307 préc.; Schumacher, *La mauvaise foi en droit privé positif*, thèse dact., Aix, 1967, p. 256 et s.)。しかし、上級審が民法によるものとみた *croyance légitime* の範囲は諸法院によっていた (Civ. 4 janv. 1965, D. 1965. 218; 30 mars 1965, D. 1965. 559; 16 juill. 1965, Bull. civ. I, n° 474; addé : Montpellier, 16 juin 1964, D. 1965. 101.)。やがて、別の区別の根拠が提案された。即ち、*l'erreur commune* は不動産権の譲渡あることは設定行為に誤り *l'erreur légitime* せる他の行為に限る (Calais-Auloy, note D. 1966. 449; Rouiller, note Rép. gén. notariat 1967. 443, et 1968. 395.)。しかし、一九六五年七月十四日 (Civ. 16 juill. 1965, Bull. civ. I, n° 474 préc.) によると、民事部は不動産の売買による *erreur légitime* の觀念を適用した。やがて、一九六七年一月十四日民事連合部が使用した文書にもこの準拠した。多数の他の判決もそれに後づき立場を採った (Civ. 13 juin 1967, J.C.P. 1967 II, 15217, note R.L., Rép. gén. notariat 1967. 394, note Rouiller, Rev. trim. dr. civ. 1968. 169, obs. Cornu; Civ. 6 déc. 1967, Bull. civ. 1, n° 359, D. 1968, Somm. 33; Com. 21 mai 1968, Bull. civ. IV, n° 165; Civ. 22 mai 1968, Bull. civ. III, n° 234; 8 nov. 1968, Bull. civ. 111, n° 455; 29 avr. 1969, préc. D. 1970. 23, note Calais-Auloy; addé les autres réf., de ces décisions citées supra, n° 50; Civ. 5 janv. 1970, D. 1970. Somm. 45; addé : Paris, 19 nov. 1964, J.C.P. 1965, IV. 8; Pau, 18 avr. 1966, D. 1967. Somm. 70.) (F. Derrida, op. cit., n° 52.)
- (2) J. Chestin et G. Goubeaux, p. 669, n° 785 et note 39. 「商事上の表見委任に關する諸判決は、以前は包む匂わせ (par exemple : Civ., sect. com., 3 mars 1953, Rev. trim. dr. com. 1954. 135, obs. Hémard)」。今日では明瞭 (Civ., ass. plén., 13 déc. 1962, précité; V. sur ce point Lescot, *Le mandat apparent, précité.*) *erreur légitime* の範囲は準拠してしまふ。……*l'erreur légitime* の適用は、*l'erreur commune* の適用よりもむしろ優先されるべきである。即ち、*l'erreur légitime* は表見委任がその選ばれた領域を成す。しかし、表見委任が誰にのみ適用されるべきではない。判例は第三者に准じて表見会社からの諸効果を示すか、あるいは暗に *l'erreur légitime* は準拠してしまふ (par exemple, Civ., sect. Soc., 1 déc. 1944, S. 1946. 1. 105, note R. Plaisant; Civ., sect. com., 9 juin 1958, S. 1959. 29, note J. Autesserre; Gaz. Pal. 1958. 2. 112.)。詮説誤ば、近頃、商人の外観を帯びた人に認してそれを援用した (Rouen, 16 janv. 1959, D. 1960. 177, et notre note; S. 1960. 207, note A. Dalsace et J. Schapira.)。会社の管理に干渉する出資者 le commanditaire の責任 (art. 28 c. com.) もゆるる貨物管理 la location-gérance のようにした商業権 fonds de commerce の所有者の責任 (art. 8 de la loi du 20 mars 1956.) のよべな一起の法準則より *l'erreur légitime* に基づく付与するものである。やがて、更に、為替手形にて抗弁を対抗し得ない原則も第三者たる所持人の *l'erreur légitime* による説明が認められ主張し得なかつ。」 (J. Calais-

Auloy, note *précitée*, D. 1964, 308, II.) 「……委任は、表見理論の拡張に最も有利な領域……を決定的に構成する。」一九六〇年一一月一一日破毀院連合部による言渡された判決 (D. 1963, 277, note J. Calais-Auloy; S. 1963, 199; J. C. P. 1963, II, 13105, note Esmein; Rev. trim. dr. civ. 1963, 572, obs. Cornu; Rev. trim. dr. com. 1963, 333, obs. Houtin) 以来、向こ命った諸利益の釣合は *erreur légitime* の觀念の中に発見された。即ち、契約当事者たる第三者は、もしも彼の錯誤が正當 *légitime* であつたならば、偽委任者の犯した *la faute* を探求するに及ばず、表見理論に基いて保護される資格がある。」)の原則が上に挙げられた (一九六九年四月一九日) 二二〇の判決により再び確認された。」 (J. Calais-Auloy, note *précitée*, D. 1970, 23.)

- (30) Cass. civ. I^e, 30 novembre 1965, D. 1966, 449, note J. Calais-Auloy, J. C. P. 1966, 14631, note R. L.
- (31) J. Chestin et G. Goubeaux, p. 669, n° 735, note 39, は「J. Calais-Auloy は次のようになり述べてゐる。『...上に挙げられた判決 (Cass. civ. I^e, 30 novembre 1965, *précitée*) によれば、...与えられた判決理由は、『第三者は、une erreur commune の存在を確証した場合』が、表見受任者と取引したと主張するよりはやむを得ないだらう。』 ふつうのとて異なる。...別の事件で、破毀院は異った解決をもたらした。かくして、一九六一年一一月一一日連合部による言渡された重要な判決における...判決理由は、受任者の権限の範囲についての第三者の信頼 *la croyance* が正當 *légitime* であったとしたところとだ。...類似の文言が、後日の幾つかの民事部の判決により、特に一九六五年一月四日 (D. 1965, 218, I^e espèce.) と一九六五年三月三〇日 (D. 1965, 559) の判決により再び用いられた。)の区別を如何に説明するか。二二〇の仮説が提倡され得る。第一の仮説では、上に挙げられた判決 (Cass. civ. I^e, 30 novembre 1965, *précitée*) は、一九六一年一一月一一日の連合部の判決により示出された原則を別の事件に忠実に適用したものとする。第二の仮説は、それに反して、上に挙げられた判決 (Cass. civ. I^e, 30 novembre 1965, *précitée*) の中に、判例の真の急激な変動を見る。最後に、我々には一番もほとんどしく思われる第三の仮説にみれば、一九六一年一一月一一日の判決に近く、ところの上に挙げられた判決 (Cass. civ. I^e, 30 novembre 1965, *précitée*) は、表現理論において作用すべき区別のほのかな輪廓を含んでくる。...この数年 *l'erreur commune* を要求した判決だけが民事行為の非常に限られた部類、即ち不動産物権の譲渡あるいは設定行為に関して、よりよく見えて。上記判決 (Cass. civ. I^e, 30 novembre 1965, *précitée*) は、委任の外観によりだまされ、農地を取得するの信じた第三者的例を提供している。一九六三年四月三日民事部により言渡された先の判決 (D. 1964, 306, note Calais-Auloy) も、彼の利益のために不動産抵当権が表見所有者により設定されたところの第三者的 *l'erreur commune* を援用した。不動産物権の譲渡あるいは設定行為は現代生活の迅速性の浸透するのが最も少なかつた行為である。不動産を購入し、抵当権の

利益を受ける前に、細心の用心、堅固に身を護るのが、今日でも慣習である。外観によりだまされた人は、人間として可能なあらゆる調査に従事して現実を発見しようと試みた場合しか、保護を受ける資格がない。*l'erreur «commune»*のみが善意の第三者の権利を創設し得る。それに反して、他の全ての行為においては、迅速性の要求が現代では多かれ少なかれ感じられる。この迅速性の要求が余りに曖昧に手間取ることを禁ずる。それ故 *une erreur commune* の被害者たる第三者のみでなく、単なる *une erreur légitime* の被害者たる第三者も、換言すれば徹底的探究をすれば現実を発見することもできたであろうが、取引生活の迅速性と相容れないこれらの探究をなおざりにするのを状況が許すところの第三者も、保護する」とが必要である。第三者のなした行為の性質が民事あるいは商事のいずれであるか (Ass. plén. 13 déc. 1962, Civ. Ire, 4 janv. 1965, 30 mars 1965, *précités*)、ただその行為が不動産物権の譲渡でも設定でもないのであれば、そのようであると思われる。今までに言渡された判決の中では、この(不動産物権の譲渡又は設定に関するか否かによる)区別が破毀院の裁判官の意思に合致するところとは何とも明白には示されていない。しかしながら、諸判決について最も満足すべき解釈を与えるのはこの区別である。*J. Calais-Auloy, note précité, D. 1966, 449-450.*

(32) 「受任者が自分に与えられた権限を越えてなしたおそれのあることについては、原則として委任者は義務がないとしても、事實承審官により、終審的に確認されかつ判断された情状の結果、受任者は委任に従事するの委任の限界内で行為しているものと第三者が正当に信じ得たときは、事情は全く別である。」(傍点引用者) (Cass. civ. Ire, 30 mars 1965, *précité*)

(33) *J. Chestin et G. Goubeaux, ibid.* この点について、R.L. は次のよべに述べてゐる。『……最も学問的論評の対象であり (M. Esmein, J.C.P. 1963, II, 13105; M. le premier Président Lescot, J.C.P. 1964, I, 1826; M. Jean Calais-Auloy, D. 1963, 277)、委任者の la faute の必要性を排つて、第三者的信頼の正当性 la légitimité de la croyance しか要求しなかつたむけの連合部の重要な判決 (13 déc. 1962, *préc.*) 以来、破毀院第一部によりその他の諸判決が言渡された。先ず、一九六五年三月四日の判決 (J.C.P., 1965, II, 14016)。……本判決は連合部の文言を又用いた。即ち、『受任者の権限の範囲についての第三者的信頼が正当であるならば、委任者は表見委任を根拠に拘束され得る。そして、この正当という色合は、第三者が受任者の権限の正確な範囲を確かめないことを許す情状において、推定される。』同日、同第一部はもう一つの判決を言渡し……事實承審官は、自ら分析した本訴訟事件の諸要素を考慮して、第三者の悪意は確実であり、そのことが第三者が……表見委任を利用する可能性を必然的に排除すると終審的に確認した、と宣言した (D. 1965, 218)。最後に、一九六五年三月三〇日 (D. 1965, 559)、同第一部はその重要性が強調されるべき言葉で次のように判示した。『……原則として、受任者が自分に与えられた権限を越えてなしたであらうことについて委任者は第三者に対して責任がないとしても、事實承審

官により終審的に確認されかつ判断される情状の結果、受住者は委任によりかつ委任の制限内で行為しているものと第三者が正当に信じることができたときは、事情は別である。』この理由を提示する項目の中に *croyance légitime* の観念を再び見出しが、その上そこに、この正当性 *légitimité* を弁明する情状が確認の見地よりしても事実承審官の最高の権限に従属しているということを觀察する。それ故、我々はこれらの原則の非常に重大な結果に気づく。連合部の判決の結果、一破毀院がその監督をする—*la faute* が排除されかつ事実承審官が *la légitimité* を自由に判断し得る以上、もはや破毀院の監督はなく、結局表見委任はもはや事実の問題でしかなくなつたところである。しかしそのような組織体系の不都合さが間もなく現われ、上に挙げられた判決 (Cass. civ. 1^{re}, 30 novembre 1965, préc.) によって反動が示された。本件は不動産所有者の公証人が署名した不動産売買契約に直面していた。事実承審官はその買主は表見委任の理論を援用することはできないと判断した。そこで本判決に対する上告理由は次の如くであった。『第三者者が該受任者の権限の正確な限界を確かめないので情状が許す結果としての受任者の権限の範囲に関する第三者の錯誤の正当性を判断しなかつたこと、そしてその受任者は売主の何時もの公証人であり、この売主の子供の後見人代理と一致してその売買取引をしたことを確認しながら、破毀院を表見委任の存在についてその監督権を行使できるようになかったこと。』このようにして監督の問題がはつきりと提出された。破毀院の答えは二点で注目すべきである。一方、『*légitime*』又は『*légitimité*』の語がそこを見出されず、『*l'erreur commune*』のよう古くからの用語によって表見委任の基礎がそこに明示されているということ。恐らく破毀院は次のように考えた。即ち、錯誤が無理もない又は理解し得るものであり得るならばその正当性 *la légitimité* は錯誤 *erreur* の観念よりも真実 *vérité* の観念と一致するから、使用上 *l'erreur légitime* の文言は論議を免れないものであることが示される。他方、特に破毀院は、自らなしの検証からして、控訴院は表見委任がなかつたと推論する『権利があつた *en droit*』と宣言することにより、*J*の *erreur commune* の判断に自らの監督権を確認した。この後者の点について、破毀院が用いているのだが、その重要性を多くの法実地家は見逃がしているところの重要ないくつかの表現が力説されるだろう。かくして、破毀院の前で彼の判決が異議を唱えられて、裁判官が某事項を決定したのは『正当 *a bon droit*』であつたと、破毀院はしばしば宣告している。この『正当 *a bon droit*』というのは、一方、事実承審官は彼がしたように裁定する権利があつた *en droit*。そして、他方、事実承審官はそのように裁定したことを認可 *approuver* されると、監督をする破毀院が判断を下すことを意味する。更に、しばしば破毀院は、事実承審官は彼がしたように判決を下すことが『できた *a pu*』と決定してくる。この『できた *a pu*』の意味は何であるか。商事部と同じく民事第一部および第二部で、それは、破毀院が監督をする、換言すれば事実承審官の裁決は考察された点で破毀院の監督に服すということを意味する。……上に

挙げられた判決 (Cass. civ. I^{re}, 30 novembre 1965, pré^{te}) において、破毀院は「この際特にうまく着想を得たと考えられるのだが、明確に監督の行使を示すムリへの『権利があつた en droit』という表現を用いた。かくの如くにして、連合部により立てられた原則、即ち委任者の側の une faute の探究は無関係であるといつ原則は何も変更されていない。しかし、第一に『erreur commune』の文言が『croyance légitime』の代りに置かれ、第一[二]の『erreur commune』に対する破毀院の監督権が確認されたのである。」(R. L., note pré^{te}, J. C. P., 1966, II, 14631.) この点にて更に G. Cornu は次のようく述べてゐる。「民事第一部の判決 (30 nov. 1965, D. 66, 449, note J. Calais-Auloy, J. C. P. 66, 14631, note R. L.) は、……表見 l'apparence を une erreur commune の存在に基かせ、第三者の正当な信頼 la croyance légitime もはや基かせない。この信頼の正当性は情状次第である、あるいは少くとも最初方式化するにおいてはそのよしなものとして提出されるので、破毀院は、表見委任が事実問題にしてしまわれ、事実承審官の終審的判断に委ねられるのではないかと恐れた (V. la note signée R. L., J. C. P. 66, 14631, pré^{te})。特に表見が債務の第二次的ではあるがはつきりした源であると認められるなりが、破毀院はその法観念の上に自分の監督を、完全に正当化された先占を確立することを欲した。……それにもかかわらず、croyance légitime の觀念は放棄せねばならない。……もしも事実承審官に la croyance légitime をその種々の要素によつて十分に特色付けるよう強要するならば、破毀院は実効のある監督を行ふことにならぬ。つまり、破毀院は、古い体系において委任者の la faute 上に持つていた監督そのものを、第二[三]者の faute の不存在の上に再び見出すだらう (Cf. note R. L. pré^{te})。……従つてその限定において客観的かつその適用において包含の差のある croyance légitime の觀念が、表見の草抜な基準、しかも柔軟な基準であり、破毀院の必須の監督と事実承審官の当を得た判断との調和をよりよくと思われる。」(G. Cornu, Rev. trim. dr. civ., 1966, p. 830-831.)

- (34) Cass. civ. I^{re}, 29 avril 1969, (2 arrêts), D. 1970, 23, note J. Calais-Auloy; J. C. P. 1969, II, 15972, note R. Lindon.
 (35) J. Chestin et G. Goubeaux, ibid. ル点にてて J. Calais-Auloy は次のよひ述べてゐる。「監任にてて、一九六一年一月一日の破毀院連合部により erreur légitime の觀念が認められた。上記判決 (Cass. civ. I^{re}, 29 avril 1969, arrêts précités) による本原則の再確認は、一九六一年の判決後の諸判決において本原則を立てたのが確實でなかつたが、一定の重要性を帶びてゐる。表見委任について言渡されたとまかく一つの判決 (Civ. I^{re}, 30 nov. 1965, pré^{te}) において、破毀院は Terreur légitime を要求する代りに Terreur commune を要求した。それこそ要求を増強するものであつたように見える。Terreur commune は誰も免れることのできないものである。即ち最も慎重な、最も注意深い人でもえたそれに陥つたであつて。Terreur commune よりも寛大な Terreur légitime は、同じ状況に置かれた普通の人ならどんな

人でも犯したであらう錯誤である。」の一九六五年の判決の後で、表現理論が不動産物権を動かすたびに判例は *l'erreur commune* を要求し、その他の場合には *l'erreur légitime* で十分だと判断されるのではなく、かと、我々は自問した。今日この解釈は間違ったものであることが示された。即ち上に挙げられた判決 (Cass. civ. I^{re}, 29 avril 1969, (2 arrêts).) の一において、受任者は越権してある不動産を売ったにもかかわらず、破毀院は買主たる第三者に有利に決すべく *une erreur légitime* や満足するじみを示した。それ故過去を顧みて、一九六五年の判決は次のように説明され得る。即ちの時期に破毀院は *l'erreur légitime* の判断は破毀院の監督を免れると考えた。そこでこの監督を可能ならしめるため、破毀院は恐らくその要求を増強する積りなしに *l'erreur légitime* の代りに *l'erreur commune* を置いたのである (en ce sens, note R. L., obs. Cornu, préc.; note R. Lindon au J.C.P. 1969, II. 15972, préc.)。しかし後で、破毀院は *l'erreur commune* に帰せしめるのは表現委任の理論を余りに狭い限界内に閉込めるじみにならうと了解した。そこで、初めの中はおずおずと (Com. 29 mars 1966, J.C.P. 1967, II. 15310, note R. L., Rev. trim. dr. civ. 1968, 169, obs. Cornu; Civ I^{re}, 13 juin 1967, J.C.P. 1967, II. 15217, note R. L.) へこで非常にはつきりと一九六二年連合部により提出された原則をぼとんと適用した上記二つの判決 (Cass. civ. I^{re}, 29 avril 1969, (2 arrêts.)) において、破毀院は *erreur légitime* の觀念に復帰した。同時に破毀院は *l'erreur légitime* の判断を監督する自分の権利を認めた。……上記二つの判決を読むと、破毀院は錯誤の正当性 *la légitimité de l'erreur* の判断を監督していることを示している。第一の事件において、控訴院は錯誤 *l'erreur* が正當 *légitime* やある疑ひだが、その判決は法的根拠が無こと、うことで破毀された。第二の事件において、控訴院は錯誤 *l'erreur* は正當 *légitime* でないと判断したが、破毀院はその判決は十分根拠があることを認めた。従つて、表現理論に関する破毀院の監督は決定的に承認されたよう見える。我々はそのことを喜ぶばかりである。何となればかくの如くにして表現理論は合理的限界内に保持されるだろうから。しかしながら、その現在の解決は叙述するのが適當である進展の結果である。(前述の一九六二年一二月一三日の連合部判決により破毀院が *l'erreur légitime* の創造的力を承認したとき、破毀院は表現理論を真の法準則 *veritable règle de droit* とする以外のことはしなかった。)の準則の源 *la source* については議論を招くだろうが(地方的慣習法 *coutume* か、法諺 *maxime* か、判例 *jurisprudence* か)、その存在は疑うべきかのむことだ。それ故表現理論の違反は、法律 *la loi* のあらゆる違反と同じように、破毀院への上告の可能性の一場合を構成する。しかしこれでも他と同じように、破毀院の監督は法準則の適用 *l'application de la règle de droit* に制限され、事実 *les faits* にまで拡大され得ないだろ。事実の終審的確認は事実承認に属する。ひいては、(前述の一九六二年一二月一三日の判決において、破毀院連合部は、錯誤の正当性 *la légitimité de l'erreur* の探究は事実問題を構

成し、従って破毀院の監督権内に入らないものとみなした。後の諸判決も同様であった (Civ. I^e, 4 janv. 1965, I^ere espèce, préc.; 30 mars 1965, préc.)。やがて、破毀院はそのような自由主義の危険を覚った。監督をしないのが、erreur légitime の觀念は無秩序な發展をし、表見理論は留まるべき從属的位置から脱する」とになら (Cornu, obs. à la Rev. trim. dr. civ. 1966, 830, préc.)。ソレで、初めて、一九六五年一月三〇日民事第一部により言渡された判決 (Civ. I^e, 30 nov. 1965, préc.) において、破毀院の監督が行われた。しかし erreur légitime の觀念は如何なる監督とも相容れないと見えたので、一九六五年一月三〇日の判決はその代りに *erreur commune* の觀念を用いた。(しかし) 最後には極度の変動をして、破毀院は最も満足な現実的解決に達した。即ち、破毀院はその監督権を完全に保持しながら *erreur légitime* の觀念に復帰した(上にその理由述べた)。それは事実承審官に伝統的に留保されている領域を破毀院が侵蝕するところとなる。そう断言するのは甚だ大げさであろう。事実承審官が最高権限を持つ領域である事実の具体的確認と、破毀院の監督下に置かれる法準則の適用との間に、非常に重要な中間帯が存在し、それは事実の性格付け *la qualification* や更には事実の包摂 *la subsumption* の地帯であり (G. Marty, *La distinction du fait et du droit*)。又具体的に確証された事実が法準則の適用に必要な条件を満たしているかどうかを決定するところにある。これは正しく裁判官が表見についてその錯誤 *l'erreur* が正当 *légitime* かどうかを自問するときになくてはならない。ソレで、事実に関する性格付けと法に従属した性格付けとの間を満足に区別するのが不可能なため、学説は性格付けの全てが破毀院の監督権に服すと考えた (G. Marty, op. cit., n° 115; Motulsky, *Principes d'une réalisation méthodique du droit privé*, thèse, Lyon, 1948, p. 154; F. Rigaux, *La nature du contrôle de la Cour de cassation*, Bruxelles, 1966)。判例に關しては、その解決をまだ一般化してしまわずに次第にその性格付の監督を承認する傾向にある。例えば民事責任について一九世紀の終り以来行なっている *la faute* の監督を思い起すだけで十分である。損害を引起した人の挙動を判断するのに慣れている破毀院は、外観を信用して契約を結んだ人の挙動を判断する自身の権利を論理的に認めた。錯誤の正当性 *la légitimité de l'erreur* の監督は進展の方向を行っており、他の主題における性格付の監督の新たな拡大を恐らく予告している。事実承審官の最高権限の何が残るか。その領域は疎略にし得ない。即ちそれは事実の具体的確認の領域である。例えば、契約当事者たる第三者がした、あるいはなおざりにした調査について、破毀院は監督をする必要がない。第三者が犯した錯誤の存在あるいは不存在を、破毀院は監督することをできないだらうと思われる (en ce sens, Cornu, obs. à la Rev. trim. dr. civ. 1966, 830)。一九六五年一月四日破毀院民事第一部により言渡された判決 (2^e espèce, préc.) はこの点を全く尊重した。即ち、破毀院は契約当事者たる第三者の悪意 *la mauvaise foi* を確認する最高の権限を事実承審官に残して置いた。本当ば、この平面において事実

は法から完全には区別されない。何故ない事実承審官が第三者は *erreur légitime* を犯せなかつたりむを示すふれ、その判決を基礎付けたのは錯誤 *erreur* の不存在か正當性 *légitimité* の不存在かを必ずしも明確にしないからである。それ故、破毀院は性格付の監督だけをするのが非常に困難となる。そこで破毀院は、*la mauvaise foi* (悪意)から引出された論拠と *l'ilégitimité de l'erreur* (錯誤の不当性)から引出された論拠との間を選択するに至る。その判決全体に自らの権限を行使するに至る。上に挙げられた第一の判決 (Cass. civ. I^e, 29 avril 1969, 2^e espèce, préc.) はこの曖昧さの良い例である。それは破毀院の監督権の新たな拡張—不当な拡張—に通ずる危険があら。

1970, 24-25, IA, II)

(36) J. Chestin et G. Goubeaux, *ibid.*

(37) J. Chestin et G. Goubeaux, *op. cit.*, p. 669, n° 785. 「時々判例は、古く法諺《Error communis facit jus》が実施されなくなつたことは決してなく、それを我々に思へ出させる。事の勢で、表見相続人の理論 la théorie de l'héritier apparent がその最も頻繁な適用を構成している。上記判決 (Cass. civ., 3 avril 1963, préc.) は、表見相続人の理論が唯一ではないのであって、所有権に関する権利の全てに適用されるべき表見理論がその法諺から生じてゐることを全く正面に我々に示した。……所有権に関する表見理論は法諺《Error communis facit jus》の純然たる適用を構成する。共通の *commune*、従つて不可避的 *invincible* な錯誤によつて、ある人が所有者であるよう第三者に見えたならば、その第三者のために、あたかもその人が実際に所有者であったかのように全てでは起らだつた。……*l'erreur commune* は善意の占有 *la possession de bonne foi* と比較し得る。即ち法律は、真正所有者と取引してくるに誤つて à tort 信じた人に所有権(ある)はもつて一般的には物権)を取得させれる。しかし、もっと詳細に類似点を明確にするのが面白く、であろうといふのこれらの二つの理論は一致しない。*占有者 le possesseur* は、自分の錯誤 *son erreur* (自分の善意 *sa bonne foi*) が *une erreur commune et invincible* に似てゐないにしても、所有者となる。されば反ひて、*l'erreur commune* の被書者たる第三者は占有者ではなくじつも所有者となる。一方では事実状態(占有)から法的状態(所有権)への変化がある。他方では現実を知る何の手段も持つていなかつた第三者的保護が問題である (V. H., L. et J. Mazeaud, *Leçons de droit civil*, nos 1404 et 1411)。表見理論において重要なことは、誤つて *par erreur* 虚偽の所有者からの取得した人の占有ではなく、虚偽の所有者自身の占有である。この占有は、虚偽の所有者を表見所有者にするとともに、取得者の錯誤 *l'erreur* を共通かつ不可避的 *commune* et *invincible* にするのに実際に寄与する。表見理論においては、占有が占有者に所有権を授けるのではなく、その占有者と取引した人に所有権を授けることができるるのである。实际上、表見理論が有形の動産 *les meubles corporels* に適用されること

はほとんどないだらう。これは本筋である。いわば防止的役割を演ずる二二七九条(「動産に關しては占有は権利に相當する」)が占有と所有権とを即刻一致させることにより、人を誤らす外觀を停止する。しかし、表見理論は不動産についてはその全有用性を失わない。不動産については、少くとも十年の期間の終りにしかその占有は所有権に変えられない。従つて、この期間の間第三者は占有者を真正所有者と思い違いをする危険を冒す。いわんやその占有者が外觀上有効な権利証書 *un titre* を有し、その権利証書が正規に発行されたものならば、そうである。こんな具合だから、一九世紀以来、表見不動産所有権があの一連の判決を生じさせたのは不思議でない。現在まで、大部分は、表見続人によりなされた行為に關し (Civ. 26 janv. 1897, D. P. 1900. I. 33, note L. Sarrut; Req. 20 mai 1935, D. P. 1935. I. 97, rapport Pilon, note Capitant) 時折無權限の教団 *les congrégations* の名義人によるなされた行為に關しては (Req. 19 mars 1946, J. C. P. 1946. II. 3125, note E. Becqué)。——但し、本判例は表見株式会社 *une société anonyme* に関するもので、引用の手違ミスがあつたと思われタ。上記判決 (Cass. civ., 3 avril 1963, préc.) は、それが表見所有権の全ての場合に拡大されるべきことを我々に示した。

(J. Calais-Auloy, note préc., D. 1964, 307.)

(38) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 669-670, n° 785. 以上述べて、更に F. Derrida (op. cit., n° 54.) は次のようについて述べる。「」の區別は承認されるべきである。受任者が参加しないときは、假りにも真正権利者は全く無関係な人と第二者は取引する。真正権利者が、自分の知らぬ間に、又それに少しも率先して着手することなしに行わられた行為を守る義務を負わされるためには、表見的状況が真実のように見え、世間共通に *communément* そのようであることが必要である。従つて *l'erreur commune* が真正権利者の保護と成り、同時に第三者の有権と成る。されば反しも、委任又は偽委任があつたか (一九六九年四月一九日の前述の判決 Cass. civ. 1^{re}, 29 avril 1969, préc.) において、破毀院によつて委任の不存在 *l'absence de mandat* が越權 *l'excès de pouvoirs* へ同じに扱われた。V. rapport C. cass. au garde des Sceaux en exécution des art. 12 et 13, Décr. 22 déc. 1967, p. 21.) 第三者はその受任者が委任者を入れるかと信じてゐる。提出されるのはもはや権限の問題でしかない。即ち第三者は権限の範囲を確かめねばならないか。情状が確かめるのを免除するときは否であると判例は答えた。その時受任者の権限の存在や範囲についての第三者の信頼 *croyance* は正当 *légitime* である。實際、第三者を委任者に対抗させる争いにおいて、如何なる *faute* も(両者に)無い場合、委任者が犠牲にされるのがもつともだと思う。信頼するに値しない人に委任をし、あるいは委任の追認をする様子をするにより、委任者は危険 *un risque* を作り出したのであり、彼はその結果を背負ひ込まねばならない。民法典二〇〇五条、二〇〇八条、二〇〇九条において、立法者はそのように解決した。二二七九条一項に關しても立法者は別の考慮に従わなかつた。この点で、表見理

論は危険に基礎付けられていることを認めねばならぬ。実際、表見的状況が作り出されるままに任せゆるににより、委任者は「自分がその結果を自分の責任として受け取ったのである」。

(39) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 670, n° 785. この立場に立つ F. Derrida, op. cit. は、その第三節表見理論の適用条件、第一款表見の構成要素、第一項表見の物的要素 *élément matériel*、第二項表見の心理学的要素 *élément psychologique* のべく、第二項表見の心理学的要素として *l'erreur commune* を挙げ、次のように述べている。「實際には、破毀院は専ら表見委任についてだけは *croyance légitime* の觀念に準拠した。……しかし、委任に関する以上、個人の善意 *la bonne foi individuelle* の上に、*l'erreur commune* 即ち一種の共同の善意 *bonne foi collective* を破毀院は要求する。

……全ての場合に、表見委任のみが上の n° 55 に述べた (*la croyance légitime* による) 解決に服す。それを他の表見の事例に拡大することはできないだろう。それら他の場合にはもっと厳しい要求をせねばならぬ。特に、時効による所有権取得の準則 *les règles de l'usucaption* を完全にひっくり返さなければ、表見所有権について第三者の善意で満足することはできないだろう。時効による所有権取得は、善意の上に一定期間の占有を要求する。他方表見理論は即時の取得を実現するのを可能なふしめる。善意と結び合わされた *l'erreur commune* のみがこの結果に達し得る。」(Ibid., n° 53, 56.)

(40) J. Chestin et G. Goubeaux, ibid. の立場に立つ J. Calais-Auloy は次のように述べている。「この数年、*l'erreur commune* を要求した判決だけが、民事行為の非常に限られた部類、即ち不動産物権の譲渡あるいは設定行為についてのようを見える。……不動産物権の譲渡あるいは設定行為は現代生活の迅速性の浸透するのが最も少かつた行為である。……それに反して、他の全ての行為においては、迅速性の要求が現代では多かれ少なかれ感じられる。この迅速性の要求が余りに吟味に手間取ることを禁ずる。それ故、*une erreur commune* の被害者たる第三者のみでなく、単なる *une erreur légitime* の被害者たる第三者も保護する必要がある。」(J. Calais-Auloy, note préc., D. 1966, 450. これについては本注(31)参照。)「表見委任のために認められる *erreur légitime* の觀念は表見理論の適用の全てに拡大されるべきでないか。確かに、表見所有権の場合に判例は伝統的法諺 *Error communis facit jus* に忠実なままでいるように見える (Civ. I^e, 3 avr. 1963, préc.)。しかしながら、ある人がその所有者である間に見えたことの不動産を売るとときは *l'erreur commune* を要求し、受任者が表見的権限によって不動産を売るにあたる *l'erreur légitime* で満足すべき本質に決定的な理由は何ら存在しない。その判断が情状にかかるといふ *Terreur légitime* は全ての仮定に適用されに十分順応性に富んでいる。それについてなされるかもしれない濫用に関しては、破毀院がその時以来自らに認めた監督権によりそれらは除去される。*erreur légitime* の觀念の利益のため *erreur commune* の觀念が無くなることが、上記判決 (Cass. civ., 29 avril 1969, préc.) の理論の中

「あるべきは既われべ。」(J. Calais-Auloy, note préc., D. 1970, 24.)

- (41) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 670, n° 785 et note 43. ニの凶惡の基準を據置つた J. Calais-Auloy (thèse préc.: notes préc., D. 1963, 278, D. 1964, 308.) ～後程ニの基準を断念した (note, D. 1966, 450.)。
- (42) J. Chestin et G. Goubeaux, op. cit., p. 671, n° 785, note 43.
- (43) Ibid., p. 670-671, n° 785. V. aussi G. Cormu, observ. à la Rev. trim. dr. civ., 1963, p. 574.
- (44) J. Calais-Auloy, note préc., D. 1964, 308.

あとがわ

表見理論は、現実に反して、いかにかかわらず真の状態であるような外的ある特徴を示す法律状態により誤らされた人がなした行為を、全く正常な状態にその基礎を有す行為と同じように取扱うものである。ニのよる表見理論は社会的必要性により強いられる。しかしそれは従来からの諸原則、即ち合意の自由(民法典1114条)、契約の相対的効力(民法典165条)、「人は自分自身が所有するより以上の権利を譲渡することはできない、nemo dat quod non habet」、という準則等々に明白に矛盾するように見える。勿論、条文は何時も法原則の例外を予測するものであるから、法律が以上の諸原則に反することを規定することは何ものも禁じ得ない。しかし、法律が何も規定していない場合にそれを許容するのは余りに大胆不敵であるように思われる。それは法規そのものの権威を損ねるだらう。ニのようにして当然のことながら立法規定の中に表見理論の支点が搜されたのである。最大部分の学説と非常に多くの判決は民法典111811条および11183条により確立されたfauteに関する民事責任の原則に表見理論を基礎付けようとした。かくして faute の観念が表見に関するあらゆる種類の判決において指導動因となつた。しかし、實際上民事上の

faute の観念は、はつきり捉え得る輪廓を持たない捉えどころのない観念であり、人が批判し得ない態度はほとんどないのでほとんどの状態に適用される観念である。又 faute が道理上明らかに存在していない、あるいは faute が非常に軽いので、その制裁は道徳上も不均等であることがある。そのような場合には faute の観念はもはやこのような術策なしには強い得ない判決を合法化するためにはか参加していないことは明らかである。このようにして判例は faute の観念を完全に変質させてしまった。確かに判例は faute でない行為又は不行為をそのようなものだと称するなどをためらわなかった。しかし、人は自分に何らの faute もないならば不法行為あるいは準不法行為の責任を自身で負うものではないと考えられている。そこで、そのような場合、表見委任に関しては、多くの他の判決は民法典一三八四条五項の使用者責任に訴え、同一三八二条および一三八三条の不法行為責任によつては自らを正当化しなかつた。そのような解決は不忠な代理人が表見受任者と被用者の二つの資格を兼任しているときには理解されるのが、被用者の資格は彼と使用者との間の従属関係を前提としているので、非常にしばしば受任者が被用者でないことがある。そこで、他方、久しい前から民法典一三八二条の適用と平行して、真正権利者が非の打ちどころのない場合でも表見に効果を与えるもう一つの流れが存在した。しかし、そのような判例はまれにしかなく、その上不明瞭なものであつたのだが、ついにそのような解決が、表見委任に関して、一九六二年一二月一三日破壊院民事連合部により「委任者に非難され得る faute が無くとも委任者は表見委任を根拠に拘束され得る」と正式に確認された。かようにして、表見は法律効果を生ぜしめるために民事責任のパイプを必要としなくなつた。但し faute は必要でないにしても、それが存在するときは第三者の犯した錯誤を正当化するためにそれを考慮に入れねばならない。結局、表見理論は委任者の現実の faute が無いのに是非ともそれを保持するための技巧を無用にする利益を何よりも提供することに

なつた。ところで、表見理論はその法的根拠を *faute* に見出さないとして何に見出すのか。一般に、「世間共通の錯誤は権利を創造する *Error communis facit jus*」というローマ法あるいはフランス旧法から伝わった諸法諺の一つに訴える傾向があつた。ローマ法の威光を笠に着た本法諺はフランス最高法院パルルマンの判例により文句なしに採用され、パルルマンの判例を継承するフランス裁判所も絶えず増大する事件に本法諺の適用をすることを止めなかつた。このようにして、本法諺は表見的肩書人のなした行為を存続させるのを正当化させた。そして、破毀院は、一九六三年四月三日表見所有権に関する訴訟において、「*erreur commune*（世間共通の錯誤）に動かされて行為する善意の第三者はその権利を表見所有者からも真正所有者からも受けつがない。法律（の効力）により授与される。」と宣言する」とにより、そのような構想を完全に確認した。ところで、法諺「*Error communis facit jus*」は非常に明確な意味を有している。即ち「*erreur*」はそれが「*commune*」である限りにおいてのみ権利を創造するということである。その基準は初めは客観的で、その錯誤 *erreur* が世人全体により共有 *partager* されたかどうかが問題であった。しかし、法的観念の洗練と共に客観的基準の代りに主觀的基準たる不可避性 *invincibilité* の基準が置かれた。しかしそのような厳格さは取引関係の安全性には過度であり、都合の悪いものと感じられた。そこで、それほど厳しい要求をしない *erreur* 一つの観念である *erreur legitimate* (正当な錯誤) に訴えられた。しかし、表見理論の法的根拠が法諺「*Error communis facit jus*」へは変えられたようには見られなかつた。そして、*erreur legitimate* の観念が成功を収めたことから *erreur communis ou invincible* の観念に全く準拠しなくなつたわけではなく、判例は両方の系統に結びついた。但し、*erreur legitimate* を呼び起す非常に多くの判決が表見委任について下されたことは議論の余地がない。もっとも不動産売買の表見委任に関する一九六五年一月二〇日の判決において、破毀院は *erreur commune* を要

説

求した。その時、それが判例の急激な変動を示すものか、あるいはそれが不動産売買に関するものであったから *erreur commune* を要求したのか自問された。しかし、眞の説明は、具体的に考察される *erreur légitime* が事実承審官により終審的に判断されるときに、表見理論の適用条件を自ら監督しようという破毀院の意図にあつたことが、一九六九年四月二九日の判決において、破毀院が錯誤の性格付けを自ら監督しながら表見委任について *erreur légitime* の観念に復帰したとも、確認された。他方 *erreur commune* は表見所有権に関して最もしばしば取上げられた。そこで、原則的解決は *erreur commune* を要求し、*erreur légitime* の観念は表見委任の場合にのみ例外的に認められるとすべきか、これに反し *erreur légitime* が原則で、*erreur commune* は専ら表見所有権についてだけ残存するものとみなすべきかについて、説が別れた。しかし判例にとつては原則も例外もなく、個々の事例の要求に応じた解答があるようと思われる。この点で次の二点が重要な役割を演ずるようと思われる。第一は法律関係の迅速性の至上命令、第二は真正権利者が外観作出に寄与したか否かである。そして、すべては裁判官がなす判断にかかるといふのだが、しかし、破毀院の確固とした監督により表見理論は合理的な枠内に取り込められるだろう。

さて、以上のような表見理論の判例、学説上の歴史的展開は、法律行為の解釈における裁判官の役割についてのグノーの論述⁽¹⁾により、その妥当性が確認され、かつ補充されるようと思われる。即ち、法律行為における当事者の「意思」の代りに表見取引における真正権利者の「faute」を置くならば、グノーの論述がほとんどそのまま、あるいはより以上に表見理論に妥当すると思われる。即ち「問題のすべては、裁判官は表見取引について自分の果すべき積極的役割をそれを擬制的 *faute* の背後に包み隠すことによってより良く果すかどうか、又フランスの古典的学説の技術的方法が裁判に付せられるべき者に最も堅固な安全性と確実性の保証を付与するか」ということである。しかし、「ど

んなに不条理又は不適法に見えようとも、少しの技術的手腕により想像上の何等かの『faute』から容易に演繹し得ない判決はない。」他方、錯誤又は信頼の正当性 *légitimité* の判断は結局衡平や一般的利益をその判断基準とすると思われるが、「衡平や一般的利益の偉大な観念を使用するにおいて裁判官が不可避的に感じるだろうところの、一般的意識の主張に従うことの必要性が、裁判官に対し、あらゆる悪用の気持に対するためになる予防物を構成するだろうと考えることが許される。不当な判決でも『faute』から生じたものとして示すならば、恐らく世論も容易にその判決に服するだろう。しかし衡平の名において不公平な判決を下し、又は一般的利益の名において反社会的判決を言渡すこと、世論は容易に黙許するだろうか。そのように思わぬ。」それに、「非常に恐れられている(裁判官の)専断に対しては、破毀院の規制的介入が最も有効な救済手段となろう。そのお陰で、類似の訴訟が、明らかに擬制的『faute』の名の下に種々の裁判所により相反する方向に解決されるのをもはや見ないだろう。破毀院のみが、慎重だが広範な確固とした監督により、法の一般的適用に統一性、確実性、不動性をもたらすだろう。」

そこで、残された問題は、判例的具体的検討を通して、表見理論とりわけ表見委任制度の適用に破毀院により統一性、確実性、不動性がどのようにもたらされているかを見ることがあるように思われる。そして、フランスの判例上表見委任に関して用いられている「正当な錯誤又は信頼 *l'erreur ou la croyance légitime*」の観念が、日本民法上表見代理の原則的規定とも解されている一一〇条の「信すべき正当の理由」の判例上の観念と如何なる異同性を有するかを、比較検討してみる必要があると思われる。これらの点に関する検討は、次の稿において行う予定である。

- (1) 「明らかに裁判官の第一の任務は、当事者の現実の意思……に効果を与えることだ。……しかしながら、意思の尊重は、それをいくら強調しても……当事者は決してすべてを考え、すべてを予測し、すべてを調整しないことを認めねばならぬ。」

将来の細部の事まで当事者は予測し、彼等の契約上の用語そのものの中に可能な困難のすべての解決が見出されるという見解は……民法典の注釈者の見解であった。……(しかし)このような概念作用は偽りそのものだ。エールリッヒが非常に適切に識別しているように、不確実性や曖昧さは一定の問題について意思が不完全に表示されていることからでなく、この問題について意思が存在しなかったことから生じる。それはフランス判例が余りにもしばしば忘却していることだ。我々が判例を非難するのは……ほとんど決して予測されなかつたことを予測されたととにかく仮定するに於て、余りにもしばしば想像的意思を援用するからであり、何もない所に何かを見出し、契約当事者がお互いに提出しなかつた問題に如何なる答えを与えたかを知ることができる程十分洞察力が鋭いと自負するからだ。フランス裁判官には少くとも表面は、意思が契約上 droit (権利) の唯一の源であり、従つてあらゆる判決の唯一の適法な基礎であるという原則が非常に浸み込んでいるので、現実の意思を持ち合わせぬときは擬制的意思を作り出すのが必要なようだ。……(しかし) 明らかに存在しない「共通の意思」以外の基礎を有さぬ判決は「理由」のない判決であり、従つて破毀院の厳しい批判を受けるに値する。……それではそのような場合裁判官はどうすべきか。共和暦八年の民法典草案は次のように述べた。『民事事件に於て明確な法律が無い場合は裁判官が衡平遂行の機関だ』。意思是無言、不可知、又は相矛盾し、如何なる補足的法律も、十分に確立された慣習も援用され得ぬとき、契約の解釈者が問い合わせるべきは衡平だ(一一三五条参照)。衡平について、……最も明瞭な定義はアリストテレスの定義だ。……法律は一般的かつ抽象的正義を示すのに反して、衡平は具体化されかつ個別化された正義である。しかしいずれにしても同じ正義だ。それ故全く当然のこととして、衡平に従つて裁定する裁判官のことを『具体的の事件の立法者』であると言つうことができよう。……一言にして言えば、主觀的意思が不存在又は疑わしいとき、裁判官は客觀的正義を探究する。裁判官は單なる記録装置でなく、立法者と同じように droit (法) の活動的代弁者だ。又立法者同様、裁判官は單なる個人意思の受任者でない。即ち衡平に従つて裁定する裁判官は法律の代表者、より以上に droit (法) と正義の代表者だ。……我々はここで一つの異議、契約の解釈についてドイツ学説が提起したもので見かけは最も重大な異議にぶつかる。次のように言われている。『判例が慣れ親しんでいる默示の意思や共通の意思を放棄することは十分警戒しよう。確かに時としてこれらは擬制だが、これらの擬制は有用だ。即ちこれらは裁判官を拘束し、裁判官の解釈の仕事に何よりも法生活が必要とする正確性と厳格性を与える。衡平や一般的利益のような曖昧で一慣性のない觀念から裁判所が公然と着想を得るのを許すことは、すべての専断への道を開き、又法律關係を無秩序と不安全に委ねることになろう。』このようない異議は裁判官の役割についての古典的構想から生じている。即ち専断の恐れから、裁判官の如何なる固有の活動も否定し、彼の個人的考え方を無用にしよう試み、法律と契約の機械的記録が彼の全任務を構成するとする。……しかしこのような構想はも

う役に立たぬ。歴史も、裁判官が決して厳密に立法意思や契約意思の機械的解釈者の職分に帰せしめられなかつたことを、はつきり示している。すべての諸国民の間で、裁判官は、立法者と同じく又しばしば立法者以上に『社会的争いの仲裁人』、『社会的進歩の調整者』、droit (法) の不可欠な念入りな作成者であった。この司法当局者の積極的役割、『判例の親衛隊的力』は、通常その権化とされるローマの司法官裁判所、又はフランス古代の *parlements* (パルルマン) やイギリスの equity (エクイティ) 裁判所にだけ見出されるのでなく、成文の法典編纂現象もそれを局限することなく、民法典後のフランスにも見出され、……人がどんな風に振舞おうと、裁判官は決して単なる機械とはならぬだろう。何時も法律の欠缺や曖昧さや契約上の予測の不可能性が一定の『専断』を避けられなくなるだろう。……そこで、問題のすべては、裁判官は、契約について、彼の果すべき積極的役割をそれを擬制的意思の背後に包み隠すことによつて、より良く果すかどうか、又フランスの古典的学説の技術的方法が裁判に付せられるべき者に最も堅固な安全性と確実性の保証を付与するかどうかを知ることだ。我々の意見はそのようではない。擬制的意思の中には裁判官が正にそこに置こうと思うものしかない(い)、……確かに無言の意思に衡平の方向に喋らすためにしか擬制を用いぬ限り、由由しいことは何もない。しかし想像上の意思の名に於て、往々完全に尊重すべき現実の意思の行動を阻害する恐れがある。その時それは最大の専断となろうし、又この危険に対しても古典的学説は何等の頼みになる手段も与えぬ。専断が擬制の覆いの下に滑り込むとき、それは裁判官の技術的手腕の限界以外にもはや限界を有さぬ。裁判官が鋭敏で抜目なく、適切に擬制的意思を案出し、それを組み合わせ、非常に適切な何等かの技術的構成に訴えるすべを心得てゐるとき、裁判官は思う存分専断を享樂し得、彼の権能は如何なる障害にもぶつからぬ。何故なら、どんなに不条理又は不適法に見えようとも、少しの技術的手段により想像上の何等かの『共通の意思』から容易に演繹し得ない判断はないから。それ故、裁判官を抑制し、あらゆる専断を予防するだけのものを古典的擬制の中に発見すると思うのは、当然にならぬ幻想によつてでしかない。……實際、最も危険な専断は己れを知らぬ、又は知らぬ振りをする専断だ。裁判官は演すべき積極的役割を有し、不存在の意思の解釈者ではなく、droit (法) の代弁者、衡平の代表者であると卒直に言うとき、裁判官は、彼の権能の範囲をよりはつきりと自覚し、彼の倫理的社会的責任についてより強い自覺を得るだろう。他方、「学説」も、意思の問題はわからなくてよいという尤もらしい口実の下に、判例を歎喚するという学説の自然な機能を放棄する代りに、衡平や一般的利益の要求の積極的分析により、裁判の準備工作をするようにもつて意を決して努力するだろう。他方、衡平や一般的利益の偉大な觀念を使用するに於て、裁判官が不可避免的に感じるだろうところの、一般的意識の主張に従うことの必要性が、裁判官に對して、あらゆる悪用の氣持に對するためになる、いふて、予防物を構成するだらうと考えることが許され、しかば、恐らく世論も容易にその判決に服するだろう。

し衡平の名に於て不公平な判決を下し、又は一般的利益の名に於て反社会的判決を言渡すことも、世論は容易に默認するだろうか。そのように思われる。最後に、何よりも、裁判官の専断は、破毀院のより広範で積極的な監督の中に一つの限界を、どうか。当事者は何を意図すべきだったろうか、又はより正確には『事実はこうであり、又認知し得る意思はこうである』ので、droit (法) 的見地よりすればそれから如何なる結果が出て来るか、如何なる判決を衡平は強いるか』ということだ。ところでこれはもはや事実でなく droit (法) に関する。……ところで、法的問題に関わる至る所で、破毀院は監督をする機能を有する。確かに、フランス最高裁判権は、その制度を支配していた最初の観念に従って、制定法の条文そのものを明らかに侵害から守るためにしか介入しないと言っていた時があった。しかし、実際の要求の圧力下に、堅固な法的組織をフランス国に保証するべく、フランス最高裁判権は如何にその任務を拡大し、私法の全領域にその規制力を少しずつ拡大せねばならなかつたかは想起するに及ばぬ。……破毀院の所謂意思の探究を根拠とした系統的権力行使の回避は、正義の否定とは言わぬが正義の放棄となろう。実際、半世紀来、フランス最高裁判所が進むべき方向を見出したように思われるのは、この法律行為解釈のより有効な監督の道だ。当事者の意思の尊重を確かなものにするという口実の下に、各裁判所が『明確な条項の意味を曲解する』のを防止することに於て、最高裁判所は眞の droit (法) 問題を何度も解決し、その意見を下級審裁判官に強いて来た。……係争点について当事者の現実の意思を確定することは何时も事実問題だ。……しかし意思が沈黙している場合、最も正当で、衡平で、信用性の要求と一般的利益に最も合致した解決を探究するのは、次にこの解決の方向に擬制的意思を想定することはさて措き、droit (法) 問題を討議することだ。それ故破毀院は必要なときは『droit (法) を示す』のをためらつてはならぬ。非常に恐れられる専断に対し、破毀院の規制的介入は最も有効な救済手段となる。そのお陰で、類似の訴訟が、明らかに擬制的『共通の意思』の名の下に種々の裁判所により相反する方向に解決されるのをもはや見ないだろう。……破毀院のみが、慎重だが広範な確固とした監督により、droit (法) の一般的適用に統一性、確実性、不動性をもたらすだろう。そして、最近ドイツの著名な哲学者が次のような表現で評したその豊かな仕事を破毀院が貫徹するのは、このように拡大された場に於てだ。即ち『ドイツ帝国裁判所が droit (法) を述べるときはドイツのためにしかそれをせぬが、フランス破毀院の場合、全世界のために droit (法) を述べる』(傍点引用者)(西山・「グノーの法律行為論」)・大阪経法科大学論集三号・一九七五年・三八頁以下)